

平成22年第2回竹原市議会定例会会議録

平成22年6月17日開議

(平成22年6月17日)

議席順	氏 名	出 欠
1	大 川 弘 雄	出 席
2	道 法 知 江	出 席
3	宮 原 忠 行	出 席
4	片 山 和 昭	出 席
5	鴨 宮 弘 宜	出 席
6	北 元 豊	出 席
—	—	—
8	大 森 洋	出 席
9	稲 田 雅 士	出 席
10	唐 崎 輝 喜	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席
15	天 内 茂 樹	出 席
16	小 坂 明 三	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 笹 原 章 弘

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	豊 田 義 政	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	久 重 雅 昭	出 席
会 計 管 理 者	大 下 建 宗	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	堀 川 豊 正	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	中 沖 明	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	中 沖 明	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	柏 本 浩 明	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	山 元 立 志	出 席
下 水 道 課 長	大 田 哲 也	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	新 谷 寿 康	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	新 谷 寿 康	出 席
水 道 課 長	前 本 憲 男	出 席

付議事件は下記のとおりである

- 日程第 4 一般質問
- 日程第 1 報告第 2号 竹原市税条例の一部改正について
- 日程第 2 報告第 3号 竹原市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 3 報告第 4号 平成21年度竹原市国民健康保険特別会計予算の補正について（第3号）
- 日程第 4 議案第40号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第 5 議案第41号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 6 議案第42号 竹原市退職手当審査会設置条例案
- 日程第 7 議案第43号 道の駅たけはら設置及び管理条例案
- 日程第 8 議案第44号 竹原市税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第45号 竹原市職員の育児休業等に関する条例及び竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議案第46号 平成22年度竹原市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第47号 平成22年度竹原市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 請受第22-2号 住宅・店舗等リフォーム助成制度の創設を求める請願
- 日程第13 発議第22-5号 身近な地域で出産できる助産システムの実現と妊婦健診、出産費用の公費負担による無料化を求める意見書（案）
- 日程第14 閉会中継続審査（調査）について（総務文教委員会）

午前10時00分 開議

議長（小坂智徳君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位7番、片山和昭君の登壇を許します。

4番（片山和昭君） 竹原市議会6月定例会の一般質問を行います。片山です。

6月、衣がえの時期となり、いよいよ暑い夏が近づいてまいりました。国会においても総理大臣が交代し、7月の参議院選挙が始まります。我が竹原市においても、先月、学校給食センターが完成し、これからの食育活動とあわせて、その機能が期待される場所があります。建設中の道の駅は10月オープンに向け、準備も最終段階に入っているところであり、よりスムーズな進行を願うものであります。

今6月議会では、2点のことを質問いたします。

1、広域行政組合について、その1、事務委託後1年を迎えての総括、現況、問題点などを質問いたします。環境整備、消防活動、それぞれについてお聞きしたいと思います。

2番目といたしまして、基盤整備について質問いたします。

その1、道路交通網と近隣市町への接続、それによる周辺的生活環境をどうつくっていくのか、現在整備中の道路についてお聞きします。

その2で、防災に関する基盤整備について、現在、竹原市では緊急に必要と考える場所はあるのか、また、対策事業は進んでいるのかお聞きいたします。

6月、7月は梅雨前線による降雨災害の時期でもあります。市行政の事業の中で、市民の命にかかわる防災関係のものは一番に考えなければなりません。総合計画の中で、竹原市長がどのような意欲を持って事業を進めていこうとされているのか、その一端をお伺いいたします。

壇上での質問を終わります。

議長（小坂智徳君） 順次答弁願います。

市長。

市長（小坂政司君） 片山議員の質問にお答えをいたします。

本市は環境行政及び消防行政を取り巻く環境の変化を背景に、東広島市及び大崎上島町の3市町が抱えている共通の課題解決や事務処理の効率化を図る観点から、共同処理方式

としての広域処理について調査研究を進め、平成21年度から事務の広域処理を実施したところであります。

まず、環境衛生事務についてであります。本市はこれまで竹原広域行政組合において、ごみ焼却施設、し尿処理施設、資源化施設及び最終処分場を整備し、ごみ処理を行ってまいりました。しかし、既存施設のうち、ごみ焼却施設、し尿処理施設及び最終処分場は老朽化等により新たな施設の建設を検討する時期を迎えており、用地確保、処理システムの確立、事業費の確保等の課題を解決するため、平成21年10月1日に竹原市、東広島市、大崎上島町の一般廃棄物の共同処理を実施することを目的に、広島中央環境衛生組合を設立し、新たなステップを踏み出したところであります。

これまで、ごみの処理や減量化、資源化については、構成市町それぞれにおいて、一般廃棄物処理基本計画に基づき取り組みを行われていましたが、依然としてごみ処理コストの負担は大きく、平成32年度における新たな共同処理施設の規模、建設費を縮減するためにも一層の減量化が必要であることに変わりはありません。

こうした現状を踏まえ、ごみの処理や減量化、資源化の促進と、さらなる環境負荷の軽減を図りながら、効率的で経済的な一般廃棄物の処理を推進していくための共通指針として、一般廃棄物処理基本計画を平成22年3月に策定したところであります。

また、本年度は新施設の供用開始を平成32年度として、施設の用地選定委員会を設置し、用地を選定する予定としているところであります。

次に、消防事務につきましては、平成21年4月から常備消防に関する事務を大崎上島町とあわせ東広島市に事務委託を行い、1年が経過したところであります。消防事務委託後は、総務部門や通信指令業務の一元化により、建物火災発生時においては、第1出動において直近署所からの消防車両の出動が可能となり、現場到着時間が短縮され、後発災害の対応が可能となるなど、初動の出動態勢は強化されていると認識しております。

また、消防職員については、これまでの業務経験や今後の人材育成を見据えた人事配置のほか、年齢構成の平準化が図られているところであり、今後においては、専門性を高めながら、職員の総合能力の向上が期待できると考えております。

消防団事務につきましては、消防事務委託後、その事務を竹原消防署から本市総務課に引き継いでいるところであり、事務委託前と同様に、定期的に消防団の会議を行っており、会議には竹原消防署にも出席いただき、従前どおりの運用をしているところあります。

消防団は、その要員動員力、地域密着性、即時対応力から、地域における消防防災の中核的存在であり、その役割は重要であることから、これまで以上に常備消防との連携が必要であると認識しているところであります。

今後におきましても、基本的な有事への備えというのは常日ごろからの連携が重要でありますので、本市の消防団活動及び消防防災活動を円滑に運営し、市民サービスの維持向上に努めるためにも、引き続き十分な連携が図られるよう、継続した取り組みを続けてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。本市の主要な道路網は、一般国道2号が市北部を、一般国道185号が南部沿岸地帯をそれぞれ東西に走り、一般国道432号が南北に縦断しており、また、東広島市、三原市を連絡する主要地方道東広島本郷忠海線、三原竹原線が相互連絡道の役割を果たしております。

安全でしっかりとした都市基盤をつくり生かす観点から、総合計画に基づいて活力ある豊かな地域社会を創造するため、道路が本来有する定時性、高速性、さらに安全性が確保された主要幹線道路から生活道路に至る一体的な道路ネットワークの確立を目指し、一般国道2号及び一般国道185号の歩道整備や交通混雑の解消並びに新開土地区画整理事業などの沿線上の土地利用効果を高めるとともに、広島空港、山陽自動車道、山陽新幹線などの高速交通体系への連絡強化を図るため、一般国道432号の整備に取り組んでおります。

また、地域間相互の連絡強化及び良好な市街地形成を図るため、主要地方道東広島本郷忠海線、一般県道竹原吉名線や沿線上の土地利用を高めるため都市計画道路忠海中央線の整備を促進するとともに、新開土地区画整理事業区域内の主要な幹線道路として、都市計画道路楠通成井線の整備に努めております。

さらには、生活道路の市道として、集落間の連絡道路の整備を行うことにより、快適な生活空間の形成に向けた道路整備を推進してまいります。

次に、防災に関する基盤整備及び対策事業についてであります。近年の異常気象による集中豪雨や都市化に伴う遊水機能の低下などにより家屋等の浸水被害が発生し、台風時には異常潮位や波浪により沿岸部で高潮被害が発生していることから、その防災対策が強く求められているところであります。

このため、自然災害から被害防止に向けて、河川や用排水路の改修、老朽化した排水機の修繕などに取り組むとともに、県営事業である2級河川本川高潮対策事業や主要港湾竹

原港、忠海港の海岸保全施設整備事業を推進しているところであります。

さらに、広島県と連携を図りながら、治水対策として仁賀ダム建設事業や土砂災害を防止するための砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業などのハード事業を進めるとともに、ソフト事業である土砂災害防止法に基づく警戒区域や特別警戒区域の指定を拡大し、避難誘導を促すハザードマップを作成、配布するなど、総合的な防災対策を進めているところであり、引き続き災害に強いまちづくりに努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

議長（小坂智徳君） 4番。

4番（片山和昭君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、質問の順序に沿って再質問をしたいと思います。

広域行政組合についてであります。昨年、竹原市の広域行政を受けまして、私もその委員でしたけれども、廃止されて、なかなか情報が入ってこないという面がありますので、それから今日までのことを少し聞きたいと思います。

まず、答弁の中で、10年後の共同処理施設に向かって、ごみ処理、減量化、資源化の促進の必要性を言われておりますが、行政が具体的に何をどうしようとしているのか、また、ことし3月に策定された一般廃棄物処理基本計画の中で、それらの関係部分を概略でいいですから確認をさせてほしいと思います。まず、それをお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 順次答弁願います。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 平成32年度に向けて、2市1町で共同処理に向けてのごみ処理、減量化、また、行政がどのような具体的な考えか、一般廃棄物の処理基本計画の中で、どのようにしているかということでもあります。

一般廃棄物の基本計画につきましては、御存じのように、住民、事業者、行政が連携して、効率的で経済的な一般廃棄物の処理を推進していくための指標として、東広島市、竹原市、大崎上島町あわせて広島中央環境衛生組合が共同で策定したものでありまして、この計画につきましては、本年、平成22年度を初年度といたしまして、平成36年度を目標とした15年計画で、一定の減量化等についての基本方針等を定めているものであります。

以上です。

議長（小坂智徳君） 4番。

4番（片山和昭君） 一般的なことを言われたわけですが、その中で、今までも再三議員のほうからも言われたことがあるんですが、やはり我々の努力目標として、ビニール袋の廃止運動とか、スーパーのビニール袋、これは今、市民の間でも大変有効的に推進されていると思います。ですけれども、まだまだ全般的に、いいというところまではいっていないと思います。

例えば、このビニール袋廃止運動とあわせて、買い物袋が要るわけですが、それらもやはり逆に竹製品を利用した買い物かごとか、そういったいろんな面で工夫ができるんじゃないかと思います。そうすれば、今50%ぐらいですか、それがもっともっと率が上がると思いますので、その辺の企画をぜひ考えていただきたいと思います。

それと、ごみ収集の分別、仕分け、これは他市の例を見てみますと、まだまだ竹原市の場合は、ごみ収集の分別度が少ないんじゃないかと思います。例えば、十何ぼぐらいに分けているところもあります。それがいいか悪いかといたしますと、それはいろいろとあると思いますけど、そういった方法があると思います。

それと、昔でいえば、生ごみとか、そういった可燃物はほとんど我が家で処理されていたんじゃないかと思います。今はそういった収集が当たり前になって、すべてを収集に出すというような傾向にあると思います。例えば、リサイクルの肥料とかいうのもありますけど、そういった方向もぜひ検討していただければ、生ごみの量も半減するのではないかと考えております。

それと次に、不法投棄の行政によるリサイクル収集ということなんですが、不法投棄、知ってのとおり、いつまでたってもなかなかイタチごっこでなくなりませんけれども、最近、少し変わったことがあります。というのは、不法投棄の鉄とか、そういった金属類がちょっと減っているんですね。この前の学習会があった分でも言ったんですけど、それは中国の人が鉄材量として収集して、向こうへ運んでいるというような傾向があります。そういった面で、地上の材料として利用されている。これは三井金属の携帯電話の利用も一緒なんですけど、ようやくそういった面が考えられ始めているということが言えると思います。

そこで、今回も地デジの変換時期にあるわけですが、そういった面で、やはり行政が受け入れ態勢というんですかね、年に1回、2回でもいいですから、そういったものを受け入れる態勢ができれば、不法投棄ももっとなくなるんじゃないかと。不法投棄の内容を見ましても、分別をされて投げているというようなものが大変多いんですね。せっかく分別



して袋に入れているのに、投げて帰っていると。やはりそれは置き場所がないとか、いろいろあるとは思いますが、そういった面を行政のほうでぜひ考えていただきたい。町にはただで金属を集めて、とってくれるというところも、最近やはりそういった面があります。不法投棄の面からといても、そういったやはりリサイクル収集をぜひ企画の中に入れてほしいという考えを持っています。

それと、あと10年ですか、共同の施設が変わるわけですが、それまでのやはり予算というものの、可燃物施設の予算とかいうのは大変高額なものでありますので、それを見据えた予算検討もやはり見直しをされなければいけないんじゃないかと思います。今までは毎年修理とかなんとかとって、かなりの予算を使っていますので、その辺の検討をぜひ、今後の概算要求があると思いますが、そのあたりでしっかりと内容を見てほしいと思います。

それについて、全般的に何かございましたら返答をお願いいたします。

議長（小坂智徳君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） まず、スーパーのレジ袋の廃止運動ということで、議員御指摘のように、住民の協力を得まして、50%ということですが、今、私が調べておるところでは、マイバッグを持参される方が20%から85%までにいったということを確認しております。このマイバッグ運動につきましては、昨年10月、一部の市町は別といたしまして、県内で一斉に無料配布を中止するというを実施し、竹原市においても、市内のスーパーを中心に個人商店、合わせて12事業所がマイバッグ運動に参加し、一定の成果が上がっていると考えております。

それと、ごみの収集の分別方法と可燃ごみのリサイクルということでもあります。

収集につきましては、今後、32年に共同処理するというので、一般廃棄物の基本計画の中にも、区分として、方針として一定には17区分から9区分に分別を見直して行っていくということにさせていただいております。

それとまた、ごみのリサイクル、特に生ごみのことにつきましての御質問でございますけれども、御存じのように、竹原市においても生ごみの処理機の補助を行い、肥料として使用していただくよう、生ごみの減量化に努めているところであります。

それと、不法投棄につきましては、御存じのように、この基本計画の中には示しておりませんが、市としても今後とも監視、防止について図っていきたいと考えております。

それと、地デジに移行して、家電のリサイクルを市のほうでやったらどうかというような御提案でございましたけれども、御存じのように、家電の場合には家電リサイクル法ということで、個人が一定の処理費用を負担し、家電リサイクル法に基づいてやっていくものでありますので、現状としては、市のほうがその家電リサイクルを扱うということは非常に難しい。当然、その処理というんですか、処分費用を含めてのことについては、一定にはどこの業者へ持ち込めばその使用料だけで済むというような情報提供はさせていただいているところであります。

最後に、新施設の稼働までに、現施設の維持管理というようなお話でございましたけれども、当然、議員御指摘のように、予算をできるだけかけないように行うこととしておりますけれども、御存じのように、施設はもう既に20年が経過しておりますので、一定の老朽化をしておりますので、一定には維持管理費の経費は必要だということを御理解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（小坂智徳君） 4番。

4番（片山和昭君） 家電法とか、一応いろいろとあるとは思いますが、現状としては、今言いましたように、ただで金属なんかは集めて持って帰るという時代もあります。そういった面で、法律もあるとは思いますが、そういったことをやはり頭に置いて、市のほうで何らかの行動をあらわす必要があるのではないかと思います。これは先ほども言いましたように、やはり不法投棄等との関連性も大きくありますので、その辺をぜひ研究していただきたいと思っております。

それでは、次の消防活動についてでありますけど、やはりこの問題についても、広域行政組合を離れて、なかなか情報が入ってまいりませんので、その辺の1年間について問題はなかったのか。例えば、初動態勢についての、やはり東広島から人事異動とかで来ている人、土地カンがない人が結構おります。それで、先日も消防車でいろいろと道を回って、研究をされておりました。大変な苦勞をかけていると思っております。ですけれども、救急の場合には、やはり一番近道で、ここは行っても道がないとかいって立ち往生するような場合も何かあるようです。そういった面で、その辺の初動態勢についての土地カンの問題、人事の問題ですね、その辺がどうなっているのか。

それと、事務引き継ぎ、これは広域行政組合が廃止される前に、例えば、災害用の防火水槽の推進をやられていたわけではありますが、これはかなり計画も進んで、4件ぐらいま

とまったらつくるといような話が出ておりました。それから後の話が全然聞こえてこないで、そのあたり、やはり引き継ぎとかいったものがどうなっているのかというようなことをお聞きしたいと思います。

それと、日曜、祭日の医療緊急出動ですね、救急車の体制であります。

実は先日、我々のところで球技大会があって、若い人がたくさん集合されていたんですが、突然倒れて、意識不明とかいうような、管轄で救急車を呼んだわけなんですけど、そのときに救急車はすぐ来てくれたんですけども、病院を確認して行くまでにやっぱり10分ぐらいはかかったんじゃないかと。特に、そういった緊急のときには時間が長く感じますので、それは多少は違うかもわかりませんが、そのぐらいかかったんじゃないかと。まだ行っていないかというような話がありました。これはふだんであれば問題ではないんですけど、やはり日曜、祭日、そういったときにそういった行事がいろいろとあつたりします。そういった面で、緊急体制、日曜、祭日の医療緊急体制ですね、それも含めて、もう少し考えなければいけないんじゃないかというようなことを考えます。

その3点について、まずお聞きしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 3点御質問をいただきました。まず、常備消防事務委託後の初動出動態勢について、人事異動も含めて、どのようになっているのかという御質問でございます。

昨年4月からの常備消防事務の委託後につきましては、指令業務は統一されておまして、高機能指令センターの発信地表示というものに基きました指令によりまして、初動出動が円滑に行われるようになったというふうに思っております。

また、消防職員の人事異動等についての配置でございますが、現在、竹原消防署におきましては、所長と当直司令官、また、忠海分署におきましても、分署長が旧竹原広域の職員でございまして、そういった旧竹原広域の職員を配置いただくなどの御配慮はいただいているというふうなところでございます。

また、2点目の質問でございますが、事務引き継ぎ、防火水槽の推進ということでの御質問でございます。

防火水槽につきましては、本市の総合計画の実施計画におきまして、平成21年度から23年度までの3カ年計画の中で、消防水利の整備充実のためということで、耐震化などを考慮する必要が当然でございますけれども、防火水槽の更新整備を実施するということと

いたしております。具体的には、来年度、防火水槽の設置を計画しているところでございます。

続きまして、3点目の質問でございます。日曜、祭日等の救急車の体制ということについての御質問でございます。病院を確認するまでに、ちょっと時間を要したというような御指摘でございます。

救急出動の際におきましては、救急車には救急士の資格を持つ署員が同乗をいたしております。現場におきまして患者の病状、あるいは希望とか、かかりつけなどを総合的に判断して搬送先病院へ要請を行っておられまして、おおむね今のところは1回目の連絡で受け入れられているという状況でございます。

搬送先につきましては、その患者の方の疾患の状況を判断して、最も適切と考えられる搬送先を選定されていると。その後に搬送しているということでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 4番。

4番（片山和昭君） やはり今の救急車についてでも、緊急ということは、もう大変な事態が起きているということでもありますのでね、これは何分かのおくれが命にもかかわるということでもあります。この人は幸い途中で意識もしっかりしてきて、内容はそんなに悪くはなかったそうですけど、そういったこともありますので、これだけはぜひもう少し研究してもらって、いつ何どきでも、やはりすぐ体制がとれるような形をとってほしいと思います。

最近、やはり年寄りの人がふえたんでね、やっぱり夜中とか朝方とか、そういったときには大変救急車の音を聞きますけど、そういったときに、もうちゅうちょなく体制がとれるような形をぜひ考えていってほしいと思います。

それと、防火水槽設置については、来年度、23年度まで行うということでしたんですが、最初聞いたときは、やはり4点ぐらい集まったら順次作業を行っていくという話を聞いておりました。それで、時期を過ぎてもやはり必要性がありますので、それはそういった4点ごとぐらいに進めていくというようなことを聞いておりましたので、その辺をぜひ確認してほしいと思います。

それと、消防署に行ったら、理想的な水利とか、そういった研究がかなりされているんですよ。ここに例えばコンパスで書いて、この辺に1つ消火栓があったらいいとか、防

火水槽があったらいいとかいう一番理想的なものを研究されているんですよ。それで、この前行ったときに初めて知りましたが、それがなかなか表へ出てこないんでね、そういうものをやはり竹原市のほうで引っ張ってきてもらって、総務課の方、連絡をされていると思いますのでね、理想的なものをやっぱり中心に専門家がやっているわけですから、ぜひそういったもので実施できるような体制をつくってほしいと、これは要望しておきたいと思います。

それと、消防団活動についてですが、この返答の中で、やはり地域性とかいうことがかなり出ているわけですが、これは消防団、もともと地域消防団ということで、その自分のところは自分で守るということで、協働のまちづくりと同じようなものですが、そういった感覚でできたものでありますから、それはそういうことなんですが、やはり組織改革、これは11あった分を今5つにしておるわけですが、そういったもので、やはり問題が少し出ているんじゃないかなと。それで、1年たっていますので、その辺の問題点もぜひ考えてほしいと思います。

例えば、大乘の場合は1分団で、大乘から竹原中通まで一緒なんですけど、中通のほうは遠いですから、なかなか情報が入ってこないと。消防団の中では、長浜ぐらいは行っちゃれやというような感覚になっているんですよ。それはもともと地域消防で11分団でやっていたときには、もう近隣は見えたら行けとかいうような感覚であります。やはりもとの戻っておるんじゃないかなと思います。それで、せっかく5分団に変えたのはわかりますけど、その辺のやっぱり地域性ということを考えて、ぜひこういったものも見直し、計画をしていただきたいと思います。

それと、有事への備えということで、先年、中通の問題で議会でもいろいろと問題になりましたことがありましたけれども、その後どうされたのかなと。いろいろと問題点とかいうものもまとまっておるんじゃないかと思います。私も消防におりましたので、技術的なことはわかりますけど、その防災体制をつくるとか、例えば、水が出んのじゃったら水道管を大きくするとか、消防車が入らないんだったら消防車が入るだけの道を一本だけでもつくるとか、そういったその後の対応というものができているんだろうかと。それと、やはり自治会からも出さなきゃいけないと思うんですけどね、それが多分出ていないんじゃないかなと思います。そういったもの、やはりまちづくりのほうも関係しますが、ぜひその辺をやってほしいと。ですから、そういった中通の問題一つにしても、その総括と対応、どう処理されたかと、それがあれば教えていただきたいと思います。

議長（小坂智徳君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 2点御質問をいただきました。消防団を11分団から5分団に再編をいたした結果の、その地域性と申しますか、そういったことについての御質問でございます。

先ほど市長が御答弁申し上げましたとおり、消防事務の委託前と同様に、消防活動の円滑な運営のために、定期的に消防団の方々と会合をさせていただいております。従前どおりの運用をさせていただいているところでございます。今後も十分な連携が図れるよう、継続して取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど以前は地域消防でやっておったというような御指摘をいただきましたけれども、現在、常備消防の事務委託後におきましては、市内で建物火災が発生した際には、東広島消防局から消防団員に情報をいち早く知らせるメール送信システム、こういったものによりまして消防団員の迅速な連絡出動態勢を整えられておられます。さらに、担当エリアの分団の近隣の分団におかれましてもメールが送信されておりまして、出動の準備態勢をとるなどの連携を図られておられます。

そういった消防防災活動については、今後も円滑に運営ができるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、有事の備えということで御質問がございました。

基本的な有事の備えと申しますと、やはり常備消防、非常備消防との常日ごろからの連携というものが大変重要ではないかというふうに考えております。本市の消防防災活動を円滑に進めるためにも、引き続き十分な連携が図れるよう継続した取り組みを続けて、有事への備えというものについて万全を期してまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） 4番。

4番（片山和昭君） まず、やはり地域性と組織改革というのは相反しているところがあるんですね。ですから、システムについては、私も消防署に行って、見ました。確かにパソコンで即入ってきて、どこに問題があるのかということが瞬時に出るようにはなっていました。ただ、消防団員の気持ちの持ち方として、やはり組織改革を余り進め過ぎるといふんか、中央にまとめ過ぎますと、やはりすべて中央から指令がおりてこにゃ動けんというようなマイナスな面もあると思います。そうしますと、地域との連帯性というものがあつて薄れてくるという心配もあります。

例えば、ある消防団については、地域の祭りとか行事とか、いろんな面で協力してやっているところもあれば、行事がないところはそうではないかも知れませんが、何かあれば上から命令が来るので、やっぱり上に連絡してくださいとかいうようなことも聞きますので、やはりその辺はどのようなときであっても対応できるような、ふだんからの地域との連帯というものをぜひ進めていっていただきたいと思います。そういったことで、やはり消防活動については、皆さんの命を預けるとかということがありますので、ぜひ真剣に考えていっていただきたいと思います。

次に、防災関係なので、ついでに防災に関する基盤整備というのをちょっと先にやらせていただきたいと思います。

その中で、防災に関する河川とか用排水路の改修とかいう返答をいただいておりますが、これは最近、河川の三面整備が進んでいますので、そこから透き通って出たような水、昔は水があちこち出ていたわけなんですけど、そういった面で、かなり環境の変化が起こっております。小さな河川とか用水路、排水路というもの、昔はどんどん流れておったところが水が全く流れないとか、そういったところがかなりふえています。そういった面、やはり整備する上に当たって十分にチェックをお願いしたいなと思っております。

それと、急傾斜地土砂災害防止、いろんな法律もありますけど、やはり今、玄関にも張ってありますけど、土砂災害はいつどこで起きるかも知れません。その予防として、やはり法律よりか、こういった危ないところがあるなということをおだんよりチェックしていただいて、やっぱり前もって予防対策というものが必要ではないかと思っております。例えば、1軒しかないのに、ちょっと予算的にとかいったことを考えますと、やはり一人の命でありますので、それは無視できないと思います。そういった面で、法律、条例、いろいろあると思っておりますけど、そういった現場を見て、ぜひ研究をしていただきたいと思っております。

それと、避難誘導ハザードマップというのが先年つくられて、いつか消防団とか、いろんな面で、自治会等をあわせて懇談会とかやった覚えがあります。しかし、現在、広報にも6月号には出ていたようですが、どことどこが避難場所なのかというようなことがなかなかわかりにくくなっていると思うんです。これは再度そういった取り組み、もう少し強化をしていただきたいと思っております。

その中で、大体昔から小学校とか公民館とか体育館とかというのが大きな避難場所になっているわけですが、それはすべてが安全で安心な場所ではないということなんですよ

ね。やはり台風のとかなんかは、遠いところ、海辺、そういったところを避難するためには歩いていかにゃいけんということなんかもあります。そういったマイナス面もありますので、やはり場所の選定とかいう見直しもぜひ進めていただきたい。それと、やはり自治会、消防団あわせて防災体制をつくれるように、特に協働のまちづくりなども今できつつありますので、そのあたりで十分にそういった面も含めて活動をしていただきたいと思いますので、その辺に関して応答がございましたらお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 建設課長。

建設課長（柏本浩明君） 先ほどの河川、用排水路についての十分なチェックをお願いしたいという御質問であります。これは施設の機能が著しく低下するなど、日常のパトロール、自治会との連携によりまして現地を確認し、緊急度を考える中で対応しているところであります。

また、急傾斜とか土砂災害防止の関係につきましても同様な取り組みをいたしておりますけれども、今月、6月中ではありますが、土砂災害防止月間というのを設けまして、県として危険箇所と避難場所もあわせ、パトロールを実施いたしました。本年につきましては、6月9日に10カ所程度実施しているところでもありますので、よろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） ハザードマップにつきまして御質問がございました。

ハザードマップにつきましては、日ごろから自分の住む地域の危険地域を認識していただいて、早目に避難を心がけるといような、そういった被害の軽減に資することを目的として、平成20年に洪水ハザードマップ作成をいたしております。

先ほど議員おっしゃられましたように、「広報たけはら」6月号にも掲載しておりますように、これから本格的な梅雨時期を迎えまして、災害時における行動の意識づけなど、住民の意識の高揚を図るとともに、避難準備情報の周知を進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） 4番。

4番（片山和昭君） ハザードマップの件について今言われたわけですが、やはりこれは帳面上ではなくって、先ほども言ったんですが、やはり実際現場を見て、ここが適当なのか、ここは危ない、そういった面で確認をしていただきたいのと、それと、災害については広報などで見るだけではなく、やはり訓練が大変大事であります。やはり自分で動いて



みないと、なかなかわからないもので、1回、2回と動くだけでも相当な違いが出てきます。これは防災のみならず、防火訓練でもそうでありまして、やはり二、三回消火器を使ったら自信がついて、絶対的に対処できるとかといった面があります。やはりマップとあわせて、先ほども言いましたように、消防団、自治会、そういった訓練ができるような体制もぜひ考えていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは次に、道路交通網に関してでありますけど、生活環境と当然大きな関連性があります。

そこで、今、道路交通網の中で、先ほど答弁の中では、国道とか、そういったものが言われたんですけども、実はそれよりか県道、市道、やはり集落間道路、例えば明神から吉名に抜ける線が今途中でとまっていますけど、それとか、毛木のほうから吉名に上がる道路とか、そういったものが途中で切れています。聞きますと、少しずつではありますけど、進んでいるということでありましたので、少しは安心をいたしましたけれども、やはり我々は聞き取りができるからそれがわかるんであって、一般的にはどうなっておるんじゃないかという声をしょっちゅう聞きます。

それとあわせて、今、私も農業委員会で農地の転換とか転用とかいうのも現地を見に行っていてやっていますけど、例えば、明神から吉名線、竹原工業のあたり、今、田んぼがあるわけですが、あそこは塩分が多くてね、やはりできないような状態で放棄しているところはかなりあるんですよ。その中でも新築されている方もいますし、やっぱりそういったところを道路を通す限りには、そこをどういうふうにご利用するのかと。それで、市のほうで、ここは将来的にこういう方向に行くんですよとかいった面があれば、やっぱり農地転用の考え方も変わってきますし、幹線から支線について、またそれなりの希望も住民の人からも出てくると思うんですよ。だから、一番最高の形で利用できるように、やっぱり地元住民の方が希望が持てるような、そういった広報というんですかね、市の考え方をどこかでやっぱり示してほしいということで、農地、宅地との関連性という面では、そういったことを考えて出したわけですが、農地も確かに荒れていますけど、やはり道が1本つけばその利用度も全く変わってきますので、その辺もあわせて、国道ではありませんけど、そういった面をあわせて、市の方向性というものをぜひ表に出していただきたいと思っております。

それと、集落間の連絡道路の整備、今、竹原三原線が最後の狭いところを工事して、もうほとんど完成に近づいています。そういった面で、あそこは完成したと同じよ

うな感じで、交通量もふえているわけですが、それにあわせて、例えば、大乘なんかにしてもそうですが、海岸線からその県道に通じる中間道路というものがやっぱり今からの必要性が出てくると思います。そういった面で、一応考えてほしいということなのですが、その際に三原市と竹原市の境界線というのが非常に変形的で、山のとっぺんとかいうもんじゃないんですね。だから、例えば、自分のところを上げて申しわけないんですが、うちの家のすぐ上、もう家が切れた辺で三原市になるとかといったような状況があるんですよね。実際は100%大乘の人が住んで、田んぼもつくってやっているわけですが、そういった面が忠海でも黒滝ホームを過ぎたらすぐ三原市というような関係で、ずっと迫っているわけです。その辺の境界線がはっきりしていないところがあって、特に道路の場合には、やっぱり一番隅のほうですからね、なかなか頭が回らないんだと思うんですが、やはりその辺は三原市、相手の市といつでも連絡がとれるような関係で、整備を進めるためにはそうしてほしいと思います。

そういった細かい道路整備への取り組みをぜひお願いしたい。その辺で、ちょっと建設課の方でも結構でございますので、聞きたいと思います。

議長（小坂智徳君） 建設課長。

建設課長（柏本浩明君） 最初のほうの県営事業の竹原吉名線の築地工区のことであると思うんですが、この線につきましては、道路が狭く、離合ができないというようなことで工事をしているものであります。工事につきましては、今年度が1億5,000万円程度の工事、土工とかのり面工をやって、あと、それが終わりましたら、23年以降につきましては、残りの工事、3億円程度あるんですが、予定からしたら24年、25年で完成ということになっております。

次の集落間道路の整備でございますけれども、これは地域間相互の連絡強化及び快適な生活空間の形成に向けた道路整備は当然推進しているところでありますので、近隣の市町に対しましても、必要に応じて協議してまいりたいということでもありますので、よろしく申し上げます。

議長（小坂智徳君） 4番。

4番（片山和昭君） 先ほども言いましたように、ここで一番聞きたかったのは、やはり道路ができることによって生活の形態が変わってくるということを言いたいわけですね。竹原市の都市計画、せっかくいいものできているので、それに向かって順調に推進していくためには、やはりそういった検討課題をはっきりとさせて、少しでも早く道路を完成

していただきたい。それと同時に、やはりその地区の人には、こういった形でまちづくりを進めていくんですよとかいった説明を十分にしていきたいと。そうしないと、やっぱり協働の問題についても、自治会のほうから問題が出てこないと思うんですよね。そういったことができれば、どんどんとまた申請も出てくると思いますし、いろんな取り組みもされると思いますので、ぜひこの辺を市長のほうで、トップで、やはりまちづくりとして推進をしていただきたいと。もし差し支えなければ、最後に市長の一言をそういった面でお伺いできればと思います。

議長（小坂智徳君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 道路の役割というのは、高速道路から国道、県道、市道、それぞれ役割がございます。そういった中で、それぞれ大きな道から小さな道へ道路整備が進められておりますが、先ほど議員のほうから特に強く言われたのは、そういった幹線道路から地域へ出向いての道路整備というものが要望されておられると思います。

当然、さっき私が申し上げました道路の役割の中で、一番大きなものは、やっぱり沿線の土地利用効果をどう高めていくかというようなことでございますので、その沿線にあるものが農地なのか、あるいは宅地なのか、そこらによっても費用対効果、そういったものも考えながら、まちづくりを進めていかなければならないということございまして、基本的には昨年策定いたしました竹原市の新たな総合計画、住みよさ実感に向けた道路整備というものをこれからも財政計画にあわせて着々と整備をしていきたいということございまして、もう1点は、そういったあたりを住民のほうへ十分説明してほしいと。これは当然のことでございますので、協働のまちづくりを一つの基準といたしまして、話し合いを進めていきたいというように考えております。よろしく申し上げます。

議長（小坂智徳君） 4番。

4番（片山和昭君） ぜひまちづくりのために目に見えるような行動をやはり敏速にそれもやっていただきたいと思いますので、そのことを要望いたしまして、質問を終わります。

議長（小坂智徳君） 以上をもって片山和昭君の一般質問を終結いたします。

質問順位8番、鴨宮弘宜君の登壇を許します。

5番（鴨宮弘宜君） それでは、質問に入ります前に、私はこのたび一般質問におきまして、大きく3点にわたって通告をさせていただいておりますが、3点目の竹原市景気活性化に向けての取り組みについては質問を取り下げさせていただきますので、市長におかれ

ては答弁は不要でございますので、よろしく願いいたします。

また、時間の関係上、再質問等につきましては中断するような場面もあるかもしれませんが、議長に采配はすべてお任せいたしますので、よろしく御配慮のほどお願い申し上げます。

それでは、平成22年第2回竹原市議会定例会一般質問を行わせていただきます。鴨宮でございます。

まず初めに、道の駅たけはらにおける指定管理者選定における本市の取り組みと指定管理者制度に対する市長の御認識等について御質問いたします。

私は昨年6月定例会の一般質問において、道の駅の公募選定作業について少しでも早く取り組み、少しでもよい状態で道の駅オープンを迎えられるようにとの質問をいたしました。理事者より明確かつ具体的な日程は示されない中で、平成22年4月1日に管理運営業務の本協定の締結を得ること、それに伴い、募集等については、具体的にそれに間に合うように日程を考え、実施するとの答弁を得ました。つまり22年3月末日までには指定管理者を選定すると断言されたわけであります。

それにより、平成21年12月に民間のノウハウの活用により経費節減を図りながら、効果的な施設活用を図るためにとの観点より、指定管理者の公募をされたところであります。3社の応募があり、平成22年1月に3社を審査会において審査され、2月に、市内の産業振興等への効果が不十分であるとのことから、3社とも不適合と決定されました。

私はこの決定を受けて、本年第1回定例会一般質問において今後の取り組みに対して質問をしたところ、新たな法人格を持った団体を3月末日までに設立し、指定管理者としたいとの答弁を得たところであります。

しかし、その後、4月23日の議会全員協議会において、民間団体における指定管理者選定は断念し、本市直営の管理運営方式とするとの説明があり、5月21日に道の駅たけはら開設準備プロジェクトチームが始動したとの報に接したところであります。

質問の第1として、道の駅たけはらの指定管理者制度における指定管理者選定を断言しながら、なぜ選定作業において繰り返し迷走し、結果、断念に至ったのか。今後も本市においては、指定管理者制度をもって多くの施設を指定管理者として選定し、管理、利活用しなければならない状況にあり、このたびのことは教訓として、しっかりとその原因を検証しなければならないと考えます。

市長におかれましては、このたびの市民及び議会との約束を履行できなかったことに対

する、その原因及び今後の指定管理者選定に向けて得られた教訓とは何か、お考えをお伺いいたします。

質問の第2として、平成22年度予算の道の駅にかかわる予算額については、官から民への時代への流れの中で、指定管理者を選定するとしたことを前提として、議会の承認を得たことを考えれば、民から官へ180度方向転換した直営管理運営方式とする場合、補正額も含め、その管理運営業務内容及び補正額等詳細を市民、議会に対して早く公開し、十分な説明責任を果たし、市民、議会の理解を得た上で最終的に決定しなければならないと考えますが、このことについて市長のお考えをお伺いいたします。

次に、竹原市における環境対策に対する取り組みについてお伺いします。

本市におかれましては、本年3月に竹原市環境基本計画を策定されましたが、環境対策への概念等は示されてはいますが、具体的な数値や目標等は漠然として明確になっていません。本年度は、いわゆる改正省エネ法本格実施の年でもあります。届け出や報告の提出期限については経過措置が設けられるとはいえ、着実かつ効果ある取り組みを積極的にすべきと考えます。

エネルギーの使用量の把握について、本市の管理する施設数及びそれらのエネルギーの使用量について、どのように把握されているかお伺いします。

把握したエネルギー使用量の合計等に、期限を設けて使用状況の届け出書を提出するとされていますが、届け出書等の取り組みの進捗状況についてお伺いします。

エネルギーの管理に対する中・長期計画はどのようになるのか。進捗状況も含め、改正省エネ法に準じた取り組みをお示しください。また、本市の管理する公共施設の温室効果ガス等の量について、それぞれの数値はどのようになっているのか。また、これらを削減する年度別の数値目標はどのように計画されているのかについても同様にお示しください。

以上、壇上による私の質問を終わります。

議長（小坂智徳君） 順次答弁願います。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 鴨宮議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてでございますが、道の駅たけはらの直営管理に至った経緯につきましては、さきの市議会全員協議会で御説明したとおり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、経費節減も図りながら、一層の住民サービスの向上を図るため、指

定管理者制度を利用した包括管理が適切であるとの考えにより、市内事業者を対象に指定管理者の公募を行いました。

3社からの応募があり、審査をした結果、いずれも適格に至らず、指定管理者不選定となったことを受け、あくまでも地元の産業振興や産業創出は地元関係者でという思いの中から、公益団体である竹原商工会議所へ、新たな法人格を持った管理運営の組織づくりについて協力を求めました。

結果として、新たな法人組織の立ち上げには、売店、飲食等の営業部門における設備状況や収益性の判断材料が乏しく、採算面が担保されるための検討や調整には不測の日数を要し、年度内の組織づくりは困難であると判断されましたが、引き続き商工会議所における全面的な協力は惜しまないとお言葉をいただきましたので、地域振興に向けた組織づくりは継続課題として協議していくとともに、当面は市において施設の管理運営を直営で行うこととなったものであります。

当面、市において売り上げや利用者数など基礎的なデータ収集を行う暫定的な直営期間を設けることにより、施設の管理運営要領をまとめ、早期に指定管理者の選定につながるよう、所要の手続を進めてまいりたいと考えております。

直営ではありますが、市がノウハウを持たない営業部門の運営については、現在、商工会議所と取り組みを進めている地域ブランド開発事業の商品開発や販路開拓などの手法を活用しながら、専門的な識見を有する関係者の協力を仰ぎ、管理運営方針をまとめ、オープンに間に合うよう開設準備を進めてまいります。

これまで指定管理者制度により管理してきた集会所や都市公園、文化施設などは、公益的な運営管理を基本とする公共施設であります。一方、道の駅は営業部門である商業区画等を有することから、施設の公益的な運営管理に加え、収益的な企画運営も行うこととした複合的な公共施設であります。このことは、従前、本市において指定してきた指定管理者に求められるものと大きく違う点であると考えております。

市が望む道の駅の指定管理者については、公益性はもちろんのこと、収益性も兼ね備えた施設の運営管理者として独立採算による施設の維持管理を理想に掲げ、そのための地域産品や食材などを活用した産業創出、観光振興につながる企画立案をしていただき、その運営目標を達成するための組織体制を重視しているものであります。

官民ともに未知の領域であった、この道の駅に対する運営目標など、申請者に十分な認識をしてもらえなかったという結果に至ったことは、指定管理者制度を活用していく上に

において真摯に反省し、今後はこれらの運営目標など判断材料となる営業部門の実績をお示しする中で、改めて指定管理者制度の活用による施設管理に努めたいと考えております。

補正予算については、現時点では施設管理に関係した明確な経費だけを上程させていただいておりますが、営業部門における運営方法については、独立採算という目標達成に向けた理想に近づけるため、限られたスペースの有効活用など鋭意協議を進めており、全体の運営管理計画と収支計画をまとめ、早急に御説明させていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、2点目の御質問についてであります。温室効果ガスの約9割はエネルギー起源の二酸化炭素であり、一層の地球温暖化対策の推進のため、省エネルギー対策の強化が求められております。

こうした状況を踏まえ、大幅にエネルギー消費量が増加している業務部門における省エネルギー対策を強化するため、平成20年5月にエネルギーの使用の合理化に関する法律、いわゆる省エネ法が改正され、平成22年4月1日から施行されたところであります。

これまでは一定規模以上の大規模な工場、事業場に対してエネルギー管理義務が課せられておりましたが、今回の改正により、事業所単位から企業単位でのエネルギー管理が義務づけられることとなり、地方公共団体においても企業と同様に、地方公共団体全体のエネルギー管理を行うこととなったものであります。

具体的には、平成21年度のエネルギー使用量の合計が原油換算で1,500キロリットル以上である場合には、7月末日までにその結果を経済産業局に届け出ることとされており、その後、国から特定事業者の指定を受け、11月末日までにエネルギーの使用の合理化の目標に関する中・長期的な計画及びエネルギー使用量等の状況を報告することとされております。

本市における平成21年度のエネルギー使用量の状況につきましては、現在、調査を行っているところでありますが、今回の省エネ法の改正に先立ち、平成20年度における実績を調査しておりますので、その結果を申し上げますと、市長部局におけるエネルギー使用量が原油換算で1,415キロリットル、教育委員会部局におけるエネルギー使用量が原油換算で632キロリットルとなっております。

省エネ法の運用において、教育委員会部局は市長部局とは独立した別事業者としてエネルギー管理を行うこととされており、平成20年度の数値でいえば、省エネ法に基づく届

け出義務の対象にならないこととなります。しかし、平成21年度の実績によっては対象となる可能性もあり、対象となった場合には届け出書等についても取り組んでいくこととしております。

対象となった場合における省エネ法に基づく中・長期計画においては、年平均1%以上の低減に努めるよう求められていることから、少なくともこの数値目標の達成を目指すことになると考えており、そのためには、稼働時間の見直しや高効率な器具への更新など、具体的なエネルギー対策を講じていく必要があるものと考えております。

次に、市の管理する公共施設の温室効果ガス等の量についてであります。先ほど申し上げた原油換算によるエネルギー消費量で申し上げますと、平成20年度実績で、ポンプ場などの上下水道施設が1,017キロリットル、市庁舎などの行政施設が172キロリットル、集会所、保育所などの福祉施設が150キロリットル、学校、給食調理場などの学校教育施設が389キロリットル、公民館、図書館などの社会教育施設が242キロリットルとなっております。

なお、省エネ法に基づく届け出義務の対象となるかどうかにかかわらず、本市においては、竹原市環境基本計画に基づく地球温暖化対策の一つとして、市の管理する施設に係る温室効果ガス量の管理を行うため、竹原市地球温暖化対策実行計画を策定することとしております。

この計画は、平成21年度の実績をもとに、平成22年度から5カ年を計画期間として、市の管理するすべての施設に係る二酸化炭素排出量の削減目標を設定することとしており、計画の策定、進捗管理については、竹原市環境審議会の意見を聞きながら、本年度設置した竹原市環境基本計画庁内推進委員会及び推進員会議において推進してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（小坂智徳君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午後 1時00分 再開

〔議長交代〕

副議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き、鴨宮弘宜君の一般質問を行います。

5番。



5番（鴨宮弘宜君） それでは、午前中に引き続きまして、再質問のほうをただいまから行わせていただきたいと思いますというふうに思います。

まず第1に、道の駅たけはらについて御質問を申し上げました。

第1点は、迷走してきた道の駅指定管理者、その責任というものでございます。その責任における原因をしっかりと検証して、今後このようなことがないようにということで御質問をさせていただきました。

先般、竹原市行政経営改革プランなるものの資料を拝見させていただきました。冒頭、大変厳しい状況になるだろうという予測が記されてありました。これからが少子・高齢化の本格的な負のそういった状況が生まれてくる時代なんです。まだまだ今は序の口なんですよ。今からが本当の少子・高齢化によっていろんなマイナス、そういうものが生まれてくる時代になってくる。そのときに、やはり少ない経費で住民の皆様方に十分なサービスを提供しようというのが指定管理者制度の一つの趣旨でございます。

また、その行政経営改革プランの中には、厳しい状況として社会保障関連経費、これが年々増大するであろうと。また、市税も現在の状況を見れば減少の一途をたどるのではないかな。または国の現状も見れば、地方交付税も厳しい動向にある。また、竹原市が公共施設として維持管理すべき建物が約300、そのうち約120がもう老朽化になっておいて、どのようにこれをしていくのか。修繕で済ませるのか、建てかえるのか。または基盤整備、インフラの整備もまだまだやっっていかなければならない状況にある中で、これから住民の皆様方に新たな負担を申し上げなければならないときが喫緊に迫っているという内容でございました。

市民の皆様方には使用料、手数料等の負担増、施設使用料、またはそういった減免措置の見直し、またはごみ指定袋制度の導入、水道も——水道は書いてはございませんでしたけれども、いつまでもおいしくて広島県内で一番安い水道と言えない時代が来るんじゃないかな。市民の皆様方に現実の問題として、お金は天から降ってこない。今の民主党政権がばらまきをやっている中で、よく言われる言葉でございます。財源、税源がないのに、ばらまいてどうするんだという観点で議論が深まったことは記憶に新しいところでございますけれども、国も国民1人当たりがおよそ700万円の借金を背負う中で、これからが本当の少子・高齢化になってくるんですよ。そのときに国民の皆様方に、消費税の増税も論議されるでしょうけれども、負担ばかりをお願いしていいんだと、そういうことにはならない。だけれども、苦しいけれども、官民挙げて何とか日本を、この竹原を住みよ

さが実感できる社会にしていこうじゃないか、その一つが指定管理者導入であると私は認識をしているところでございます。ですから、私は指定管理者制度を前提とした平成22年度予算に異議を唱えず、賛成をしたわけでございます。

議会と理事者が約束をしたんですよ。これは重い。予算案の中で審議をして、そして可決をしたんですよ。この約束は重いと私は思っていますよ。しかも、指定管理者、それを選定する。それが今日180度方向転換して、官民とも未知の領域であった、こういう認識でいいんですか。何が未知の領域なんですか。それは公募される3者の方、商業者、その方にとっては未知の領域と言ってもいいかもしれませんよ。私はよく出したと思うんですよ。収益があるんですよ。上げなきゃならないんですよ。上げなきゃ破産するんですよ。従業員は路頭に迷うんですよ。計算もできない。どうやって計算しようかと一生懸命短い中で計算されて、一生懸命出されたと思うんですよ。もちろん基準に達しない人を選定しなさいとは私は言っていません。だけれども、何で理事者側が未知の領域なんですか。しっかり精査した上で、22年度予算として上程されたんじゃないんですか。適当に出したんですか、もしかしたら。いろいろ他の自治体において、道の駅において、ほとんどが指定管理者制度でやっているんですよ。幾らでも調べようがあるじゃないですか。

私が今申し上げているのは、個人的な責任を求めているんじゃないんです。これからも理事者と議会が一体となって、厳しい社会の中で住みよさを実感していく竹原をつかっていかなきゃならない、そんなときにこういうことでもいいのかということを行っているんですよ。

昨年の6月に、早くやりましょう、少しでも早いほうがいい、万が一のときには次の手が打てるじゃないですかと訴えさせてもらいました。そのときに、当時の部長が最後に締めくくりの言葉で、大丈夫です、3月末日までしっかり指定管理者を決めます、そのために具体的な日程をつかって取り組む、そういうふうに答弁されたんですよ。そして迎えた3月が、不選定になったから、商工会議所を中心とする新しい団体をつかって、そして指定管理者としてやる。私はできないと言ったんですよ。皆さん記憶に新しいと思います。失礼な言葉も言ったかもしれませんが、できないと私は言ったんです。だけれども、当時の副市長が最後の答弁調整をさせていただいて、「指定管理者を市内公募した結果、3団体が不選定となりましたが、あくまでも市内関係者による施設運営が望ましいという市の方針を変えずに、市内における産業創出の観点から道の駅運営を業務とする新たな組織の設立を目指したいというものでございます。そこで、今回応募のあった団体も所

属する商工会議所が地域経済に立脚した公共的団体であり、組織設立に向けた会員に対する協力の呼びかけをお願いしております。今後、組織の設立が具体化すれば、指定管理者の候補となるべく事業計画書を作成し、提出をしていただきますが、提出をされた計画書の審査に当たりましては公平性の確保から、これまで実施してきた外部審査員を含む同様の審査会を開催して決定してまいりたいと考えております」というふうに約束されたんですよ。

22年度の予算も指定管理者として計上されて、再三にわたる私の質問に対しても、できると言った。この議場でのやりとりは重いんですよ。違うんですか。じゃ、いつでもひっくり返されるんですか。じゃ、私たちはここで何を話し合っているんですか。じゃ、あなた方が今後出す議案に対して、すべて疑いの目で見なきゃいけないんですか。違うでしょう。

だから、私が言っているのは、しっかりと今後このようなことがないように原因を検証してください。その答弁が、官民ともに未知の領域であった。これはだめですよ。知らなかったじゃ済まされないでしょう、理事者側が。じゃ、予算の根拠はないじゃないですか、22年度予算の。どうやって算定されたんですか、積算されたんですか。

もう一度お伺いしたい。何が原因だったんですか。検証しなきゃならないんですよ。市民の方も、大変不信感を持って見ておられる方がいる。そういう方々に、今回残念ながら直営でやらなきゃならなく至った、その原因はこうこうこうである、ぜひとも明確な答弁をお願いしたい。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） 今回の指定管理者の選定が不調に終わった原因という御質問でございますけれども、さきの市議会全員協議会でも御説明をいたしましたように、我々としては、道の駅の施設につきましては包括的な管理を行う指定管理者制度を導入したいという考え方には、今もって変わりはありません。

指定管理者を選定するに当たりまして、先ほど議員がおっしゃったように、我々はハード面といいますか、公益的な施設管理、収益的な営業部門を一体的に管理していただける、それも地元でそれをしていただける方を望んでいたというような経緯がございます。その中で、審査会において不十分な点があったというようなことで、3者の応募者が不調に終わったと。

その後、限られた時間の中ではありましたけれども、3月中にもう一度市内の業者にこだわった中で、何とか法人化、法人格を持った組織の立ち上げはできないだろうかというようなことで会議所のほうに協力要請をいたしまして、結果としては時間的な余裕がないというようなことで、それも不調に終わりましたけれども、今回の指定管理、公募、非公募を含めて不調に終わった原因ということについては、先ほど市長のほうも答弁をいたしましたように、十分に我々の意を伝えることができなかつたという点については我々も真摯に反省をさせていただきたいということで、実際にその原因としては、運営に係る判断材料が乏しかったというようなことで、我々の募集要項であるとか業務仕様書についても、その辺は見直す必要があるということで、暫定的ではありますが、当面、直営という道を選んだということでございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

(15番 天内茂樹君「議事進行」と呼ぶ)

副議長(稲田雅士君) 15番。

15番(天内茂樹君) 先ほどの理事者側の説明で、全員協議会において説明したがという言葉がありました。この全員協議会ということは、基本的にはできるだけ議員に広く知っていただくと。そして、担当委員会以外のことについて、特に長期にわたる事業、あるいは金額のことについては、できるだけ全員協議会で説明が欲しいというふうに申し入れて、それを了解していただいております。

そのかわり、議会においても、議員に全員協議会で説明したじゃないか、こうではなかったということは、いろいろ質問する、あるいは追及といいますか、そういう材料にもしますまいと、こういうことで申し合わせてきておるわけですから、今の質問者も、全員協議会でこう言うたじゃないかと言うておるんじゃないんです。議会で言うたことで、議会で守ったことはどうかと、そのことがしっかりこの重要な本会議であるということの認識で質問をしておるんだから、全員協議会で説明したがということは、あえてその点は今までの約束どおり控えていただきたいと、このように議長に申し入れたいと思います。

以上です。

副議長(稲田雅士君) 5番。

5番(鴨宮弘宜君) 先ほど議事進行がありましたけれども、あれは説明を受けただけで、議会として承認したわけじゃないんですよ。補正予算でやるんでしょう。それは困るんですよ、そういう視点でもう決まったようなことを言われては。決まっていらないんです。

から。

ただ、私が言っているのは、そうじゃないんです。検証してくださいというのは、手続の、よかったんですか、12月末募集でよかったですか、年末年始の忙しいときに1カ月半足らずで、商工会議所さんでも、専門で計算できるような人がいるところでも、短期では難しいということだったんでしょう。そういう難しいことを年末年始の皆さん忙しいときに、1カ月ちょっとでこれだけのものをつくれというのがどうなんですかということですよ。もし、もう半年、もしくは3カ月早く募集を開始して十分に時間をとっていたら、こういう状況にはならなかったんじゃないですかということを行っているんですよ。

他の指定管理を受けたところでは、1年前に指定管理者として選定を受けて、じゃ、厨房はどうする、備品はどうする、レイアウトはどうする、理事者と一緒になって考えて予算化しているところもあるんですよ。1年前に選定作業を終えて、完全な独立採算制でやっているところもある。まず、手順、作業が遅過ぎたのではないだろうか。1点。

それからもう1つは、指定管理者であっても、公募だけによらない場合があるわけですよ。市として、この団体でさせよう。例えば商工会議所さん、私は適切ではないかと思えますよ、商業者がみんな会員となって入っておられるんですから。じゃ、最初から、今回はこういう事例もあるんでわからない、どうなるかわからん、だから、指定管理者として商工会議所にまずやらせてもらって、ほとんどの方が入会しておられる会員の皆さんで運営をどう考えるかやらせてもらおうじゃないか、そういう策があったんじゃないかということ。

そしてもう1つは、これは公益性のみならず、収益性、もうけが絡んでくるんですよ。お金が絡んでくるんですよ。だから、難しいんですよ。そういうときに審査会の構成、それがこれでよかったのかということなんです。5人の審査員がおられる。2人が有識者、市外の方です。3人が理事者及び議員じゃないですか。地元と深くかかわって、顔も面識もよく知っている。いろんな方がおる中で、収益事業の中できちんとした判断ができる——いや、していないという意味で言っているんじゃないしに、今後のことを考えて、こういったシビアな選定をしなきゃならないときに、公平に客観的に審査ができたんですかということですよ。特に収益がかかわる部分については、本当に客観的に考えて、せめて3分の2以上は有識者といいますか、竹原市にかかわりはないけれども、そういう指定管理者、道の駅に関してしっかりと資格を得ている、認識を持っている方を入れて、平等な立場で選定をすべきではなかったか、審査にかけるべきではなかったか、私はこういう検

証をしていただきたいんですよ。

以上、そういうふうに、まずは責任といいますか、原因の検証については私はそのように思いますので、決して個人的なものとかで一部の課だけを責めるとかいうのではなくて、これから本当にそうならざるを得ないような状況の中で、また次も公募されるんですから、ぜひともそういったのを生かしながら、次回は本当にこういうことがないように十分に注意をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

それでは次に、ただいま作業が進んでおります道の駅たけはら開設プロジェクトチームの取り組みについて、ちょっと再質問をさせていただきたいというふうに思います。

市の直営方式というわけでございますけれども、この事業主体はどこになるのか。竹原市なのか、その責任者は市長なのかどうなのか。役員を置くのか、置くのであればどういった方が何名、どういう役員の肩書で入られるのか。また、現場の責任者、駅長としてどなたを予定しているのか、それについてお伺いいたします。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） 今後、直営での道の駅の運営体制でございますけれども、まず、直営部門以外の一部業務委託、また、営業部門については地域ブランド推進協議会ということで任意団体を構成して運営をしております。地域ブランド推進協議会につきましては、営業部門の管理協定ということで、性格的には業務委託の範疇になるというふうに考えております。

それで、今議員の御質問にありました役員というようなことは、推進協議会の構成メンバーが一応経営状況について報告を受けて、それを審査するというか、経営状況を確認するというようなことは協議会においてやっていきますけれども、協議会の会長は市長でございます。副会長が商工会議所の会頭という構成になっております。

それで、今現在、議員の御質問にありましたプロジェクトチーム、これについては、その協議会の運営部会というような形で組織をしていただきまして、そこに今現在、統括マネージャーということで統括責任者、運営管理計画をまとめる統括責任者が今現在配置をされているという状況でございます。

したがって、例えば、市の観光交流室とそういう推進協議会のメンバーが直営の中で一緒に施設を運営していくというようなこととなりますので、今現在、その協議会において決定をされている部分では、駅長もまだ決まっていないというようなことで、今後、

運営計画をまとめる中で、駅長の方も協議会の中で決定をしていくということになると思います。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 5番。

5番（鴨宮弘宜君） じゃ、収益にかかわる部門ですよ、飲食とか物販とかですね。それにかかわるのはだれが、もう一度そこをお願いしたいんですけど。責任者と団体ですよ、その収益の部分に携わる、それをお願いします。

副議長（稲田雅士君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） 営業部門にかかわる団体といいますか、地域ブランド推進協議会、この任意団体が運営部門の運営を進めていくということになります。それで、形態としては、先ほど言いましたように、一部業務委託と同じ形態となりますので、例えば、市と推進協議会が管理協定を結ぶというような中においては、推進協議会の会長は市長でございますので、双方代理の関係で市長と商工会議所、いわゆる推進協議会の副会長との管理協定という形で営業部門を運営させていただくというようなことになろうかというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 5番。

5番（鴨宮弘宜君） その任意団体というのは、私はちょっとよくわからないんですよ。しかも、一番お金が動くところでしょう。収益が上がりますですよ。当然、今言われるように、ほかの指定管理者の施設と違いますから、特に、ここの飲食、または物販でお土産物を売ったりして収益が出ますよね。その扱いというんですか、申告といいますか、そういったものはこの任意団体がやるんですか。その任意団体の形というのが私にはちょっとよくわからないんですが、これはいずれ説明があるんでしょうから、そのときにしっかりとこれはやっていただかないと、いろんなことが話に出ております。これは言っていないのかわからないですけども、本当にもう出来レースではないかという人もいらっしゃる。決してそうじゃないんですけども、だけれども、お金が絡むだけに、これでいいのかというような御意見もありますので、ぜひ、この議会では、定例会では本体部分が出てきませんので、今余りお話をしても御答弁にお困りになられると思いますけれども、その説明のときまではしっかりとですね、そういったことは説明がつくように整理をしていただきたいというふうに思います。

ただ、これも先ほど収益に関してお話をさせていただきました。直営といえども、やはり指定管理者に対しては独立採算制を求めておられるわけでございますので、市の直営といたしましても、やはりそうした認識のもとに進めていただかにはやらないと。もちろん損益分岐点は今出ないでしょう。ここでは説明は求めませんが、例えば、民間で言う赤字、経常経費等いろんな経費がございます。それに収入、ありますね。物販とか、飲食とか、施設の使用料、そういったものの収入、差し引いて経常経費のほうがふえれば赤字になるということなんです。赤字になったときは、じゃ、だれがどのように責任をとるんでしょうか。

副議長（稲田雅士君） 観光交流室長。

観光交流室長（堀信正純君） 赤字が発生した場合どうするのかという御質問であったと思います。

市長の答弁のほうにもありましたとは思いますが、営業部門における運営方法につきましては、独立採算という目標達成に向け、限られたスペースの有効活用など、鋭意協議を進めておりますので、これから全体の運営管理計画とあわせまして収支計画を取りまとめ、早急にお示ししてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

副議長（稲田雅士君） 5番。

5番（鴨宮弘宜君） じゃ、まだその認識と申しますか、具体的な対策と申しますか、そういうのはまだ考えていないということなんですか。

（発言する者あり）

副議長（稲田雅士君） 端的に赤字になったらどうするかということを知っていますので、答弁願います。

産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） 今回、直営の期間において赤字になった場合という御質問かと思えます。

我々は今現在、地域ブランド推進協議会において営業部門を運営いただくという御説明の中で、1点は、地域ブランド開発事業、いわゆる雇用創出基金を使ったふるさと基金の活用により人件費を一部代用したいというふうに考えておりました、一定には、市の予算の持ち出しということは想定をされないだろうという予測を今、これはまた全体の管理運営計画の中で正確に御説明をしたいと思っておりますけれども。



それで、議員お尋ねの件は、道の駅、施設から見て赤字が出た場合にどうするのかということだろうとも思います。その辺につきましては、全体の直営期間の道の駅の収支決算というのはお示しをする中で、赤字になったのか、黒字になったのかも含めて、その経営状況については改めて御報告させていただくことになるろうというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 5番。

5番（鴨宮弘宜君） そこがもう認識が違うんですよ。基金があるんだから、直接の市の財政から持ち出しはないんだと。じゃ、基金はあなた方のポケットマネーを積み立てていらっしゃるんですか。それならいいんですよ。税金でしょう。国民皆さんから、市民の皆さんからいただいた税金を基金として、税金なんですよ。それを赤字補てんするんですか、じゃ。そういう認識なんです、市民の、民間の認識というのは。

あなた方は予算を組めば、大不況になろうがどうなろうが、そうなんでしょう、そういう決まりなんだから、それは異議を申し上げているんじゃないんですよ。だけど、これは収益を伴う事業なんですよ。そして、それは1年半後に指定管理者を選定するときの基礎的データにするんでしょう。赤字になったら基金を取り崩して、そこへ突っ込んでおけばいいんですよという認識の中で、どういう基礎的なデータが出るんですか。頑張るんですか、そういう人は。人件費が最初から30万円なり40万円なり、お客さんが来ようが来まいが、評判がよかろうが悪かろうが、赤字が出ようがどうしようが、30万円、40万円、お手当が必ず出ますと。頑張るんですか、この人は。それが何で1年半後の基礎的データになるんですか。私はわからないんです、それは。

直営であっても、地域ブランド推進協議会がやられるんでしょう。じゃ、彼らが責任持ってやってもらわなきゃ困るじゃないですか、それは。収益なんですから。お金もうけをするんでしょう、あそこで。住民の方々が不安に思っいらっしゃるんですよ、直営になったということで。僕たちの払っている血税で、ラーメン1杯売って何百円ですよ、お好み焼き1枚焼いて何百円ですよ、ジュース1本売って何十円ですよ、それを積み重ねて、積み重ねて、店を守って、家族を養って、ひーひー言いながら、それでも何とかみんなのまちのためにとって税金を払っていただいた。その税金を皆さんの不手際で直営でやらざるを得ないようになった。赤字になったら税金で補てんします。それで終わればまだしも、道の駅ばかりお客さんが行って、今まで来てくれていたお客さんが来んようになったらどうするんかいということですよ。自分らの税金で自分らの首を締めなきゃならんので

すかという訴えがある。こういう声にどう答えるんですか。

副議長（稲田雅士君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） 赤字の補てんということでございますけれども、我々も推進協議会もそうですけれども、決して赤字が出ないから営業を怠けるということではなくて、先ほど室長のほうからもお答えしましたように、採算ベースを確保できるように、スペースを有効に活用した中で、あくまでも損益分岐を理想といいますか、目標にして、採算ラインが確保できる営業計画を立てていくことは当然でございますし、また、そこで雇用される方々は、その目標に向かって、当然のことながら採算ベースに乗るような営業活動をしていただくということが原則になろうと思います。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 5番。

5番（鴨宮弘宜君） これもまだ本体部分ができ上がっていない、まだ話し合っておられる途中でございますので、ぜひとも正式な協議の場といいますか、話し合いの場の中で詰めていきたいというふうに思っております。だけど、市民は本当に心配しておられますので、そのあたりはシビアな数字を出していただきたいというふうに思っております。

次に、今プロジェクトチームが中心になって、いろいろと本体部分について考えておられるということでございますが、当然それが基礎的なデータになるわけでございますから、今回、3者が提出された指定管理者の申請にかかわる提出書類、これの内容に準じて計画を立てるという認識でよろしいでしょうか。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

観光交流室長。

観光交流室長（堀信正純君） そのようにしてまいりたいというふうに考えております。

副議長（稲田雅士君） 5番。

5番（鴨宮弘宜君） してまいります、してまいりたいじゃなくて、してください。

それは当然だと思うんですよ。次の指定管理者、この事業計画書、あるわけですよ。皆さんこれを一生懸命書かれたんですよ。いつもそろばんしかはじかんおじちゃんたちが、一生懸命はじいちゃったんですよ。それは皆さんから見れば笑われるような内容もあったかもしれないけれども、一生懸命考えられたんですよ。

施設管理の基本的な考え方、施設の管理に当たる職員について、職員の勤務体制、個人情報取り扱いについて、施設運営管理業務について、緊急事態の対応について、地域へ

の貢献性、これを少なくとも書きなさい、それからあとは収支予算書、事業計画書等々あるんです。ぜひともこれに準じてつくっていただきたい。いや、直営だから自分らで勝手に決めます。だめですよ、それは。それは絶対認めるわけにはいかん。私は春になってもいいと思っているんですから、オープンは。タケノコの季節だから春でいいじゃないですか。それよりも市民からの信頼を取り戻すほうが私は大事だと思います。

この事業計画書の中の地域への貢献性という欄がございます。地域の振興、活性化に対する基本的な考え方、地元法人、その他団体の育成、社会活動への参加、地元への貢献など、これはどのように今考えておられますか。

副議長（稲田雅士君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） 地域貢献につきましては、議員から御指摘のあったとおり、我々としても、今回直営の部分もございますので、市としてのかかわり方、また推進協議会としてのかかわり方、そういう両面から地域貢献についてはまとめていきたいというふうに考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

副議長（稲田雅士君） 5番。

5番（鴨宮弘宜君） 先般、同僚議員から道の駅についていろいろと御質問されました。あと3カ月、大丈夫ですかという言葉がございました。3カ月ですよ。地域の貢献性、地域の振興、地元法人の育成、その他団体の育成、何をやっておられるんですか。私が知る限り、そういう動きがある。聞いてないです。それとも机の上だけで考えておられるんですか、プロデューサーと一緒に。だめですよ。地元への貢献と言われるなら、地元を歩いてくださいよ。地域の振興と言われるなら、地域の方々の意見を聞いてくださいよ。みんな期待しておられるんですよ。

この道の駅、できると言ったときに、私はアンケート調査をいたしました。7割、8割の人が期待していると言っていたんですよ。道の駅に期待したいと。市長さんはよう決断してくれた。久しぶりに竹原に明るい話題が来た、希望が持てる、だから、いいようにやってくれ。ところが、残り3カ月になって、まだ中身も決まっていなばかりか、一番大事な、あの施設を有効に利用するという努力はなされていないじゃないですか。だから、今のような声が出るんですよ。僕らの血税で、僕らの首を締めるんかい。これ以上、客が減ったらやっていけん。たくさん大型バス、観光バス、自家用車、来るんでしょう、あそこへ。すべてあそこで完結したらどうなるんですか。

シャワー効果を持って、あの施設を中心にして竹原を活性化しようじゃないか、それが

一番大きな目的なんでしょう。あそこだけもうかりゃいいというもんじゃないんですよ。じゃ、竹原の駅を核にして保存地区へどう回していくのか、そこから駅前商店街にどう回していくのか、そこから忠海にどう回していくのか、忠海から大久野島へどう行くのか。他町の大きな旅館へ泊まってくれるお客さんが少しでも大久野島へ泊まってくれたり、少しでも北部のほうの宿泊施設へ泊まってもらったり、そこで竹原の美味しいお酒とお魚を食べてもらって少しでも滞在時間をふやして、幾らでもできるじゃないですか。修学旅行を呼ぼう。修学旅行生は来ているんですよ。吉名のジャガイモ掘り体験、タケノコ掘り体験、やってみようじゃないか。皆さん、意見ないですか、商店街の皆さん、意見ないですか、飲食の方、意見ないですか、観光協会の方、NPOの方、意見ないですか。この道の駅を核にして、みんなが一体となって、この道の駅を盛り上げながら、竹原も盛り上げていこうよという機運を何でこの機会につくらないんですか。一部の人だけが机の上でやって。だから、誤解の声が出るんですよ。決まったようになって、線路を引かれておったんかというようなことまで出よるじゃないですか、今。何ですか。

今回のプロジェクトチームのブランド開発でおいでいただいた、千葉からわざわざおいでいただいた。かわいそうですよ、私から見たら。何でこの人が批判の矢面に立つようなことに、いきなりここへ来るんですか。1年前に来られたんなら、理事者と一緒になっていろんなところへ連れて行ってあげて、そこで酒を酌み交わしたり、まちづくりについていろんな話をさせたり、何々ちゃん、何々ちゃんと呼べるような間柄にしてあげてくださいよ。だんだん出づらくなっているじゃないですか、もしかしたら。顔も見たことないわいと、何しよるんかもしれない、月40万円ぐらいもらいよるらしいでと。うわさは、悪いうわさばかりですよ。かわいそうですよ。すばらしい才能を持っていらっしゃるんなら何で活用しないんですか。

全部商工会議所に丸投げなんじゃないですか。せつかくの機会であります。ぜひともあの施設を核にして、すばらしい施設にしていきたい。シャワー効果について、しっかりと認識していただいているかどうか、そのこともこれからしっかりやっていただけるかどうか、御答弁をお願いします。

副議長（稲田雅士君） 観光交流室長。

観光交流室長（堀信正純君） 今議員御指摘のとおり、道の駅を核にして、町並み保存地区、あるいは商店街、あるいは大久野島と、宿泊もできるような形もですね、そういう波及効果、シャワー効果というものを目指した運営にしていきたいというふうに考えており

ますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

副議長（稲田雅士君） 5番。

5番（鴨宮弘宜君） だから、残り3カ月、もちろんオープンしてからもそれは継続しなければなりませんけれども、やはり動いていただきたい。具体的に動いて、やっぱり地元の方、それにかかわる方の声を聞く。最初は御批判もあるかもしれません。そうなんですよ、最初は不満から出るんですよ。でも、そこをやっぱり認めながら、そしてその次に、それでも竹原のために立ち上がってくださいよ、一緒に頑張りましょうよということで、粘り強いそういうお話をしたときに、やはり竹原の人は一緒に協力していただけるんじゃないかなというふうに思っています。これが一番私は大切なことだと思っています。

竹原は魅力あるまちなんです。本当に素晴らしいところじゃないですか。本当に住みよさ、住みやすいところなんです。ただ、これからの厳しい社会の中であって、せめてにぎわいが欲しい、せめて頑張れる希望が欲しい、それがこの道の駅であり、また今、ケーブルテレビ、これも商工会議所さんが中心になって頑張っておられます。でも、加入率が35%ないと厳しい。これは厳しいですよ、35%は。だけれども、呼びかけるんですよ。どんなソフト番組、つくったらいいですか。自分で撮ったビデオを見るのもうれしいですけども、ブラウン管を通して、放送局が流した放送の中で自分や子や孫が、自分が歌ったり踊ったりしているところ、発表会しているところ、そういうのを見るとうれしいんですよ。ソフトの問題だと思うんです、僕は。あとはソフトの企画力。これをやるから、みんな見てよ、加入できるんです、1,050円で見れるんですよ。それに、できれば補助金があればいいですよ。8万円ぐらいかかるんですか。

おじいちゃん、おばあちゃんたち、年金で苦勞しておられる方々、本当なんです。テレビだけが楽しみのお年寄りの方はたくさんいらっしゃるんです。ところが、アナログが来年7月で切れる。買いかえよう思うてもものうと。これで地デジが見れんようになったら、テレビも見れんようになると。水戸黄門の再放送も見れんようになると。そういう方に、景気対策も含めて、じゃ、こういったある程度年収のない、年金暮らしでテレビだけが頼りの方々に補助金を出してあげようか。プレミアム券を買いたくても買えない、そこまで行けない人もいらっしゃる、またはそこまでお金がない。いらっしゃるんです。

目的を持った、そういった有効な使い方というのをもひとつ検討していただきながら、ケーブルテレビも本当みんなで官民一体となって、いろんな団体にこんな番組どうですかと持ちかけて、それなら乗るよと。なら、口コミで広がるじゃないですか。自分たちの活動

がテレビに出るんだよ、運動会がテレビに出るんだよ、老人会の発表会がテレビに出るんだよ。じゃ、1,050円出してみようかな。ぜひともそれも早急に立ち上げていただいて、行動していただきたいと思います。

そして次に、今回、補正予算の中で管理費部門だけが一部道の駅に関係して計上されておられます。これは私はいかがなものかというふうに思っております。ぜひとも一体として出さないと。すべての項目が明らかになったときに、一体として、運営計画はどうか、収支計画はどうか、その中で補正額はこうなる、そのうち管理費部門はこれだけですと一体として出さないと、一つずつ出していたんじゃわからない。説明にならないんじゃないですか。やっぱり全体を明らかにして、補正額も一体として提出されるべきだと思いますけれども、これに対していかがでしょうか。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

観光交流室長。

観光交流室長（堀信正純君） 補正予算のほう、なぜ一部分だけ出すのかという御質問だったと思います。

今回上程いたしました予算につきましては、当初、指定管理者による指定管理料として見込んでいたものが、当面、直営となったため組み替えを行うとともに、業務開始後の指定管理の収益金から賄うこととしていた光熱水費が直営になったことにより必要となりましたので、経費を計上したものでございます。

営業部門における運営方法については、独立採算という目標達成に向け、理想に近づけるため、限られたスペースの有効活用など鋭意協議を進めておりますので、全体の運営管理計画と収支計画をまとめ、早急にお示ししてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 5番。

5番（鴨宮弘宜君） そこも私と認識が違うところです。これまでの経緯、流れ、行政に対する不信感がある中で、やはり本体が明らかになる前に管理費部門だけ認めてくれというのはどうなのかなと私は思います。これ以上御答弁は求めませんけれども、私はこの点は納得できないというふうに申し上げておきたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、こういった道の駅、やっていただきます。ぜひとも統括マネジャー、本当に御苦労なことだろうと思っております。ぜひともサポートを十分にさせていただいて、そして、しっかりと説明ができるような内容にしてあげてくださ

い。本当に批判があの方に集中するようなことだけはぜひとも避けるように、皆様方がサポートしていただいて、皆さんに納得していただける、住民の方にも議会にも納得していただける計画を提出していただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

副議長（稲田雅士君） 以上をもって鴨宮弘宜君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩します。

午後1時46分 休憩

午後2時10分 再開

〔議長交代〕

議長（小坂智徳君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

お手元に日程表その2を配付いたしております。この日程表のとおり会議を進めます。

---

#### 日程第1

議長（小坂智徳君） 日程第1、報告第2号竹原市税条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から報告理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 報告第2号竹原市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、竹原市税条例の一部を改正し、同日から施行する必要が生じたため、地方自治法第179条の規定により同年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

その主な内容といたしましては、65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者の市民税について、公的年金等所得に係る所得割額を給与から特別徴収することができることとするものであります。

何とぞ御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認することに決しました。

---

## 日程第2

議長（小坂智徳君） 日程第2、報告第3号竹原市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から報告理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 報告第3号竹原市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことなどに伴い、竹原市国民健康保険税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第179条の規定により同年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

その主な内容といたしましては、基礎課税額に係る課税限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を12万円から13万円に、それぞれ引き上げるとともに、国民健康保険の被保険者が倒産や解雇等の理由により離職した雇用保険の受給資格者である場合等において、所得割額の算定に当たり、給与所得の金額をその金額の100分の30に相当する金額として計算する特例措置を講ずることとするものであります。

何とぞ御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認することに決しました。

---

### 日程第3

議長（小坂智徳君） 日程第3、報告第4号平成21年度竹原市国民健康保険特別会計予算の補正について（第3号）を議題といたします。

事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から報告理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 報告第4号平成21年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、その概要を御説明申し上げます。

本案は、新型インフルエンザの流行による影響を受け、平成21年度における国民健康保険の療養給付費が増加したことにより、補正予算を計上する必要性が生じたものであります。

3月末において予算の不足が見込まれ、4月に支払いを行う必要があることから、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

補正の内容であります。歳出につきましては、療養給付費に要する経費として退職被保険者等療養給付費694万5,000円を追加計上しております。これに対し、歳入であります。退職者医療保険制度分療養給付費交付金について同額を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ694万5,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ36億2,313万6,000円となるものであります。

何とぞ御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認することに決しました。

---

#### 日程第4

議長（小坂智徳君） 日程第4、議案第40号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第40号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて御説明を申し上げます。

本案は、竹原市の区域から選出されております人権擁護委員のうち、原田千鳥委員が平成22年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同氏を引き続き推薦いたしたいと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

原田氏は、平成7年4月から平成17年3月まで竹原市体育指導委員を務められ、平成13年4月から竹原市大乘公民館長に就任され、現在に至っております。

常に温かい人間性を基調とした深い理解と愛情をもって、ひたすら住民の福祉の向上の

ため熱意を持って活躍されており、地域社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考えます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5

議長（小坂智徳君） 日程第5、議案第41号財産の無償貸付けについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第41号財産の無償貸付けについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原流通センター株式会社へ無償で貸し付けております竹原市港町三丁目1030番12の土地を引き続き無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

現在無償で貸し付けております土地3,044平方メートルにつきましては、基本的には竹原流通センター株式会社に売却処分するものであります。同社は市場及び関連店舗を建設し、市場を大同青果株式会社へ、関連店舗を関係業者へそれぞれ貸し付け、その使用料をもって土地購入費及び建物建設費等の借入金を返済しながら運営を行っているところ

ろであります。

現時点で竹原流通センター株式会社に売却した場合、昨今の地域における経済情勢も相まって同社の経営が極めて困難となることが予想されますので、平成27年8月31日まで引き続き無償貸し付けを行い、同社の経営安定に資するとともに、市場開設の目的であります生鮮食料品の安定供給と流通の近代化による消費者物価の安定に寄与しようとするものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6

議長（小坂智徳君） 日程第6、議案第42号竹原市退職手当審査会設置条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第42号竹原市退職手当審査会設置条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、退職手当の支給制限等の処分に関する調査審議を行う審査会を設置するに当たり、必要な規定の整備を行うものであります。

現在、職員に対する退職手当の支給事務につきましては、広島県市町総合事務組合にお

いて共同処理しているところではありますが、同組合において退職手当制度の一層の適正化を図るため、職員の退職後にその在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合には、市の申し立てに基づき退職手当の支給を制限することができることとされたことなどに伴い、これらの申し立てを行うことについて調査審議を行うための審査会を設置するものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7

議長（小坂智徳君） 日程第7、議案第43号道の駅たけはら設置及び管理条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第43号道の駅たけはら設置及び管理条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、道路の利用者に対し良好な休憩場所を提供し、地域情報の発信及び地元製品の販売による地域の活性化に寄与するとともに、地域の防災拠点として市民の福祉の向上を図ることを目的として、道の駅たけはらを設置するに当たり、施設の設置、管理及び指定管理者による管理運営その他必要な事項を定めるものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） それでは、道の駅たけはら設置及び管理条例の提案についての質問をいたします。

13億円余りの貴重な税金を使われて、こういった道の駅がつくられると。それで、いろいろ私はこれまでこの施設そのものについては意見を申し上げましたが、設置するからには、成功といいますかね、これだけ貴重な税金でつくった施設ですから、有効に市民のために利用できるような運営管理というのがやっぱり必要ではないかというふうに思います。

それで、私は大変疑問に思うのは、自治法上は公の施設として指定管理者制度と、これでもできるようなはなっております。しかし、3月議会のときでもいろいろ3件、ふれあいステーションただのうみとか、3施設の伝建の問題とか、歴史民俗資料館とか、3月議会で指定管理者にするという提案が出されました。私もそこでいろいろ意見を言って、公の施設で検証して、本当にこれからもきちっとした公の施設、自治法上の最大の目的は住民の福祉の向上といいますかね、これがやっぱり一番ポイントですから、13億円使って、いかに市民に還元するかということが担保されなくてはいけないと思うんですね。

それで、質問として、1つ気になるのは、施設の使用料とか、もうけとか、赤字になったらちょっと困るんですけども、ぜひもうけるようにしてもらいたいというのが前提なんです。仮にもうけた場合ですね、収益が上がった場合、それをどう市民に還元するかですよ。今後予定されている指定管理者を読む限りは、管理者の自由裁量といいますか、ということですよ。ですから、私はこれで公の管理、指定管理者でいいのかなというのは大変疑問というのは持っているということは指摘してきました。ですから、質問というのは、施設の使用料とか、もうけとか、ここに書いてありますが、もうけが出た場合、直営の場合は市のほうに入りますけれども、今後予定されている指定管理者の場合は、私の解釈では指定管理者の自由裁量に入るということで、こっちからの——私が言いたいのは、指定管理者になった場合、市としての介入という言い方はいけないんですが、市民のためにそういった使用料とかもうけとかがどう還元されているのかというのは、少なくともチェックなり指導ができなくてはいけないと思うんですね。しかし、それがなかったら指定管理者の自由に任せるよということになると思うので、13億円かけてどうな

るのかなという疑問が大変あるんですね。ですから、質問というのは、施設やもうけの分が具体的にどういった形で住民の福祉に寄与する、担保されるのかなというようなことをひとつまた聞いてみたいと思います。

それから2つ目としては、これは公の施設で働く人の問題ではいろいろ同僚議員からも意見が、指定管理者の制度でどうなのかなという意見が出されました。私もそういった面では、本当に公の施設であって、そこで働く人たちの雇用の問題がとりわけ今深刻な状況ですから、安ければいいよと、これではやっぱりいけないと思うんですね。ですから、私は去年の12月には野田市の例で、それは請負とか、業務請負とか、いろいろ公共事業にかかわることで公契約条例の制定をすべきじゃないかと。だから、これをすれば、公契約制度の一番の趣旨というのは、契約者に対して市が人件費なんかをチェックできるわけですね。ですから、市の契約に基づいてやるんだから、こういった賃金、いろいろ平均的な賃金は守ってくださいよということを指導できるわけですね。もし指導しなかったら契約を破棄するというので、私はこの条例を強く求めました。

ですから、こういった指定管理者の中でも任せた場合、ぼんぼんもうけて、給料がぼんぼん上がれば一番いいんだけど、そうでない場合は、逆に心配するのは、赤字とか大変収益が少ない場合、先ほど質問では基金から出して埋める、それはいけないよという意見がありましたけれども、やっぱりそういう赤字になった場合は、今度は逆にそこで働く人の賃金を減らすか、または今度は逆に施設使用料を上げるか、どちらかの選択しかないですよ。そういう面では、働く人の労働条件といいますかね、そこは市として介入という言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、きちっと指導できるのかなという面で、どこに担保されているのかなということを聞きたいんですね。

それで、参考に言うのは、前に決算で私も臨時職員の賃金というのを出して資料をもらっていますけれども、事務職の場合は1日が7,230円、時間にすれば904円という賃金になります。ですから、これが最低賃金よりはいいんだけど、月額15万1,000円余り、年間で182万円。一般的なワーキングプアは200万円と言われていますからね、そのワーキングプア以下のレベルで、これは早急に引き上げなくてはならないという意見は私は持っています。ですから、少なくともこういった指定管理者になってやった場合、そこで働く場合の最低賃金なり、こういった今書いてあるような竹原市のレベルでいったら事務職で1時間当たり900円余り、こういった水準はどう担保できるのかなという面では、今、指定管理者の提案の条例を見る限り、できないんじゃないかなと

いうのを大変危惧するわけですよ。公の施設で働いている、せめて904円以上で働かせてくれと市のほうが指導できるのかどうか、その担保はどういうふうになっているのか。この条例を見る限りは私はわからないので、ぜひその2つ目の点は、そこで働く賃金は、最低賃金なり、さっき上げた事務職の場合は1時間904円と、こういうところはやっぱり少なくとも担保しなくてはいけないと思いますけれども、指定管理者の場合はそれが指導なりできるんですか、そこをちょっと2点目としてお尋ねします。

議長（小坂智徳君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） 公の施設として、道の駅、指定管理者で運営をした場合の収益が出た場合のことで人件費の関係をどこで担保するのかという御質問かと思えます。

まず、1点目の指定管理者におきまして収益が出た場合、この場合、今回、大変御迷惑をおかけしておりましたけれども、指定管理者、不調に終わった際の公募、募集要項の一例で申し上げますと、まず、指定管理者、収益が出た場合、先ほど鴨宮議員の一般質問でありましたように、地域貢献という形で、収益が出た場合、今回公募した場合は売上げの何%かを市に納入しなさいという形で、それを提案というか、していただくと。募集要項の上で、収益が出た場合は市に幾ら、収益の何%かを市に入れてくださいと。そのパーセンテージを提示してくださいという形で、1つには、市のほうへの売上げの還元というような形での提言を求めています。

また、同じ募集要項の中では、さまざまな法令遵守、例えば、労働基準法であるとか、そういう法令を守ってくださいというようなことを募集要項には書いておりますので、そういう提言の中で、その法令に違反するようなことがあれば、当然市としては指導をする立場にあるというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 1つは、人件費のかかわりの分で指導できるというふうにちょっと言われましたけれども、例えば、ふれあいステーションただのうみの場合、3月のとき議案が出たわけですがけれども、ここで端的な言い方でしたのは、道の駅事業で170万円余り出す。しかし、そこでは採算がとれないから、ほかの物品、切符売り上げ等の他の収入で賄っていると。ですから、少なくとも公の施設の役割を果たそうと思ったら、せめて道の駅事業では赤字が出ているわけですからね、その分はやっぱり適正な仕事ができるような賃金ベースというのを契約といいますかね、最低限そこは要るんじゃないかという



ことで私は質問しましたがけれども、そのとき、当時の質問では、その道の駅事業の赤字のところは、赤字だから委託料を上げるとかいうことは全くありませんでしたよね。

ですから、この場合で、確かにもうけた場合は一定の何%でと言われるんだけれども、逆に、さっき赤字ということも確かに想定はされますよね。逆に赤字の場合は、さっき言った補てんというのが可能なかどうか。ふれあいステーションただのうみでは、だめですよということを言われました。ですから、今回の場合は、例えば赤字の場合、指定管理になった場合ですけど、赤字とか、そういった場合の——想定はしないというよりは、現実問題としていろいろ厳しいことも予想されるわけですから、赤字の場合の分ではどうなるんですか。きちっとした市としての基金なら基金とか、市のほうの補てんとかいうことをして、そこで働く人の最低賃金は保障できると、そういった指導をするということで、そういったことはできるのかどうかということと、もう1つは、ここで働く賃金などは具体的に時間当たりどれくらいの想定で委託料なりを計算されているのかなということをちょっと教えていただきたい。

議長（小坂智徳君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） まず、1点目の赤字が出た場合、これは道の駅に限らず、指定管理者制度を活用して指定をした場合、指定期間という期間内で債務負担行為を設定いたしますので、その範囲を超えて補てんすることはできないというふうに判断をしております。

仮に道の駅、今回の指定管理を公募した際にも、人件費部分というのは指定管理料に含んでおりませんでしたので、その部分で、先ほど来、公益性、収益性、二面性を持つ施設ということで、あくまでも我々としては道の駅の施設は独立採算を目指していただきたいという中で指定管理者制度を活用していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 独立採算性というのがあって、その場合は赤字も黒字も起こるわけですよね。それで、順調に収益がぼんぼん上がれば、最低限そこで働く人の賃金等の改善をできる余地はありますよね。しかし、そういったことの担保といいますかね、なかなかそこは県内13ですかね、道の駅がありますけれども、黒字というのはわずかしかないというのが私の情報での発言になるんですけれども、そうじゃないよと、順調にもうかる見通しもあるよというのが言えるのかどうかも疑問なんですけど、要するに赤字のときの人

件費の担保は、私はせめて最低限指導できるなら、この場で最低賃金とか、さっき言った事務職では時間給904円ですけれども、具体的にここまでの賃金を下回らないような労働条件は指導するよというぐらいはやっぱり明言していただきたいなど。そうでないと、独立採算ですよということで指定管理者任せでは、そこで働く人の労働条件が担保されたとは決して言えないというふうに思いますので、ちょっと3回目になりますけれども、ぴしとした指導をできると言われるんなら、最低賃金はこれだけの分は守らすよとか、今考えているのは——考えていないと言われたけれども、そこはぜひやっぱり考えて、この公の場でしてもらわないと、事務職の分は、私が提案したいのは、せめて時間給900円ぐらいのベースは最低守れるんだなということについてどうなんですかということとはちょっと再質問として上げておきたいのと、それから気になるのは、さっき売上げの何%の市のほうへの納入といいますか、還元といいますかね、だから、その分はどうなるんですかね。だから、前はそこらが不調の要因の一つだということをおっしゃったけれども、今回はその見通しがあるんですかね。そこはさっき言った売上げが出た場合、順調にいった場合を想定した場合はいくんでしょうけど、さっき言った赤字の場合も起こり得るわけで、その場合の賃金は最低賃金はどうなんかと。さっき言った事務職では具体的に904円を下回らないように指導できるのかということをお答えくださいと言いました。

さっき言った売上げの何%への市への還元といいますかね、ここは今後想定される指定管理者ではどうなるんですか。もう一回明確に答えていただきたい。

議長（小坂智徳君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） 今回、指定管理が不調に終わっておりますので、今後の指定管理者ということでございましたら、今回、直営で約1年数カ月データをとる中で、収支の一定のデータがそろうという中で、先ほど来申しております募集要項、指定管理者を選定するに当たって募集要項は必ずつくりまして、公募をする際には必ず募集要項というのを作成いたしますので、その中でそういう売上げに関する指定管理者と市の役割分担といいますか、市に対するどういう提示を求めていくかということも、その募集要項の中で整理をしていきたい。

ですから、今回作成をしました募集要項を一たん白紙にして、これから収集するデータに基づいて募集要項を再構築するという事務の流れになってまいりますので、先ほど議員のほうから人件費のこともありましたけれども、これにつきましても、法令遵守というこ

とを募集要項の中でうたってまいりますので、その上で最低賃金を守らない、守るといふようなところは指導していけないのではないかというふうに考えております。

また、指定期間内の指定管理者と市のかかわりでございますけれども、管理協定を結んだ後は毎年度、年度協定というのも結んでまいりますので、その中でPDAサイクルというようなことで検証する中で改善をすべき点があれば、市のほうとしましても指導をしていくという中で、仮に赤字で経営が成り立たないというようなことになれば、最悪の場合には指定解除ということもあり得るといふようなことで、一定には基本の部分としては募集要項の中で指定管理者の選定基準を決めていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 5番。

5番（鴨宮弘宜君） それでは、使用料の減免についてお伺いをしたいと思います。

このたび、地域交流スペースというものを設けていただきました。地域の住民の要望を市長がお受け入れいただきまして、こういったスペースをつくっていただいたように聞いております。その中で、地域住民の方々の要望といたしましては、地域に公民館がないと。住民たちが自由にいろんなことで活動する場所がないんだということの一つの趣旨であったかというふうに思っております。

そこで、そういった住民の自治会等の活動について、この減免措置についてどのように考えておられるのか。もし具体的な額が、減免率等わかっておりましたらお答えいただきたい。

それからもう1点、直営というふうになりました。指定管理者が直営ということになりましたので、あえてここで伺いをいたしますけれども、同様に、自治会のほうから供用開始となった後の、特に治安に対する不安というものがいろんなお話の中であったのではないかというふうに思っております。特に、最近は暴走族もちらほら竹原市内も走るようになったようでございますが、そういった中で、騒音や治安やごみとか、そういった苦情の受け付け、またそれに対応する体制というものはどのようになっておるのか。

それと、特に治安に関して住民の皆様方から交番の設置という強い要請もあったことでございますけれども、警察としましては交番は難しいという中で、立ち寄り所等の設置はどうかというお話になったろうかと思いますが、これについての取り組みと、そういったことについて自治会とも既に話し合いができていのかどうかについて伺います。

議長（小坂智徳君） 産業振興課長。

産業振興課長（中川隆二君） 私のほうから、減免率の御質問でございます。

条例には減免率を書いておりませんので、一般的には減免率がない場合は10割減免というようなことになろうと思っておりますので、必要であれば、規則なりそういったもので定める必要があろうかとも思いますが、今時点では、この別表にある金額、または全額減免というふうに想定をしております。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 建設課長。

建設課長（柏本浩明君） 先ほどの治安対策と騒音対策につきましてでございますが、18年よりワークショップを1年間、19年より地元自治会と懇談会を協議する中で、治安対策につきましては、自治体とともに、警察署に対し要望書を出しております。その中で、警察署のほうの回答といたしましては、夜間パトロールの強化並びに警察官立ち寄り所の設置について了解を得ているところであります。

また、夜間の警備会社への委託を初め、24時間開放の国の施設への防犯カメラの設置についても実施することにいたしております。

次に、騒音対策につきましては、隣接民家との境界に、昨日も申し上げましたが、遮音、目隠しのための景観に配慮した竹垣をイメージしたフェンス並びに緩衝緑地帯を設けることといたし、実施に当たりまして、現在、外構工事等を実施しているところでありますが、今月の初めに隣接民家の方々を対象に要望の確認と工事の内容について説明いたしたところであります。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） この13億円という大きな巨額な税金を使った道の駅の公共施設、その管理運営が本来の住民の福祉の向上と申しますかね、これがぴしっと担保されているかということで先ほど私は質問しましたけれども、1つは、公募が不調に終わったということで、売り上げの何%を市へ還元する、納入してもらおう、こういった条件さえ撤廃せざるを得ないような次回の公募の要件ということが大変危惧されるわけですね。

ですから、13億円も使って公の施設、施設使用料やもうけがどう市民に還元されるの

かということがきちっとした説明責任が果たされていないと。

それからもう1つは、ここで働く人たちの法令遵守はというのは、今まで私も契約の分で聞いたけれども、法令遵守は、それは当たり前なんですよ。しかし、それが現場ではできていないから、そこで働く人たちが苦勞している。ですから、野田市のような、市が契約を結ぶ相手とは、いろんな告発があった場合はチェックできるようなシステムがあって初めて、実行できる、それが担保できる。働く市民の人が安心できる一つの条件になっているわけですね。

ですから、そういったところが指導はできる、法令遵守という決まり文句しか言われな。あとは独立採算性で任せますよということでは、私は今後の指定管理者の分で管理運営する場合に、13億円の市民の税金を使って、本当に役に立っているとか、地域の商店街、いろんな地域の人々の利便性向上を含めて、自治法上のきちっとした住民福祉の利益につながっているということが本当に私は担保できないと思うんですね。

ですから、こういった公の施設の管理で指定管理者はびしっと見直すべきじゃないか、そういう時期に来ているという面で、私はこの提案には反対しておきたいというふうに思います。

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

御異議がありますので、これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小坂智徳君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8

議長（小坂智徳君） 日程第8、議案第44号竹原市税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第44号竹原市税条例の一部を改正する条例案について、提案

の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、まず、市民税につきましては、平成23年1月1日から、給与の支払いを受ける者等で所得税法の規定により扶養控除等申告書等を提出するものについて、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出することとし、また、平成25年度から、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとするものであります。

次に、市たばこ税につきまして、税率を1,000本につき3,298円から4,618円に引き上げ、また、旧3級品の紙巻きたばこに係る市たばこ税の税率を1,000本につき1,564円から2,190円に引き上げることとするものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 地方税法の改正に伴うということで提案されておりますけれども、市民税関係の扶養控除のかかわる影響額ですね、これが子ども手当の財源とかいろいろ言われておりますけれども、具体的に竹原市の影響額について、人数と金額、これがどれだけ影響が出るのかということをもっと伺っておきたいというふうに思います。

それと、これは国の関係での地方税法の改定なんでしょうけれども、私は子ども手当の財源として、こういった扶養控除のほうから、こっちを増税してこちらに持ってくるという財源のあり方がいかなもんなかということ、国が決めたとしても、今回、市長は団体自治の意思決定として提案されているわけですから、私は今の状況から考えていかなということについて、市長の考えを2点目として伺いたいというふうに思います。

議長（小坂智徳君） 税務課長。

税務課長（久重雅昭君） まず、扶養控除につきましては市の影響額ということでございますけれども、平成22年度の税制改正において、控除から手当という考えのもとに、扶養控除の見直しが行われました。それで、市民税につきましては、平成24年度の課税分から影響が出てまいります。

これはあくまでも現時点での概算でございますけれども、その影響額につきましては、

現時点で約2,600人の納税義務者の方々に影響が出るというふうに見込んでおります。その影響額につきましては、約7,400万円の増収ということになると見込んでおります。

子ども手当の財源ということですが、子ども手当の財源ということに指定はされておられませんけれども、市民税ということですので、特定をされない財源ということで、市のいろいろな施策の財源ということになると思います。

以上です。

議長（小坂智徳君） 総務部長、答弁。

総務部長（今榮敏彦君） 団体自治事務としての考え方ということでございますけれども、全体としては法改正に基づいて税制については運用するという、全体として、それを受けた運営をするという大きな考えの中で自治体の税財政運営を進めるということの考え方で、やはり竹原市としても、このような考え方に沿って進めるべきというふうに考えているところでございます。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 子ども手当の財源という特定とは言われませんでしたけれども、住民税が2,600人に対して7,400万円も増税になると。24年度からのそういった推計でしょうけれども、今の状況を考えて、こういった状況が与える影響がどうなのかということを私は聞いているんですね。ですから、これは国からの関係で出ているのは承知しているし、わかっているんですけれども、意思決定は我々議会に諮って市長が提案されているわけですからね、いい悪いは市のほうで決めればいいわけであって、だから、今の時点で私は景気がよくなって、これぐらいの2,600人に対する7,400万円の住民税の増税というのが大きく重しになってくるんじゃないかなという思いで、私はいかがかなという意見を持っているんですね。

ですから、影響について、こういった2,600人の方々の7,400万円の増税はしようがないよという言い方は私もあれですけれども、それは国がやることだからどうなんですかということを私は聞いているんですけども、そこに対する提案者としての考えですよ。それはいいか悪いかぐらいは、ちょっと意見表明はしていただきたいと。

議長（小坂智徳君） 税務課長。

税務課長（久重雅昭君） 扶養の控除の関係でございますけれども、もともとの制度は控除から手当へという考えのもとで行われておりますので、控除がなくなるかわりに手当が

あるということで、トータルでは手当のほうが多いという状況でありますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（小坂智徳君） 総務部長。

総務部長（今柴敏彦君） 繰り返しになるかも知れませんが、税財政運営というのは、やはり国の大きな政策の中で各地方自治体においても運営されるというのが今までの流れでもございます。議員がおっしゃるように、確かに、いわゆる自治事務としての運営という、決定というものは当然なんですけれども、やはり全体の流れとしては国の政策に呼応した対応というものが基本になった中で進めるべきというふうな認識をしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は国の施策だというのは承知しておりますし、子ども手当の財源のかかわりでの地方の増税ということは承知しているわけなんですけれども、私は財源のあり方としては、ここで論議すべきかどうかは別でしょうけれども、私は別の選択肢をすべきじゃないかという意見を持っておりまして、特に、きょうの提案にかかっては地方税法の増税が2,600人に対して7,400万円の住民税の増税ということは明らかなわけですから、これに対しては私は何らかの軽減なりをよく言っていますけれども、検討すべきじゃないかなということをちょっと意見を添えて、これには反対をしておきたいというふうに思います。

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

御異議がありますので、これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（小坂智徳君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9

議長（小坂智徳君） 日程第9、議案第45号竹原市職員の育児休業等に関する条例及び



竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第45号竹原市職員の育児休業等に関する条例及び竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、育児休業をすることができる職員の範囲が拡大されたことなどに伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、子の出生の日から57日間以内に最初の育児休業をした職員について、再度の育児休業をすることができることとするとともに、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならないこととするものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10

議長（小坂智徳君） 日程第10、議案第46号平成22年度竹原市一般会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長(小坂智徳君) 市長から提案理由の説明を求めます。

市長(小坂政司君) 議案第46号平成22年度竹原市一般会計補正予算(第1号)について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。総務費においては、総務課一般事務に要する経費として、退職手当審査会設置に係る委員報酬など7万8,000円、住民協働支援事業に要する経費として、自治サポート助成金400万円、市民館施設管理に要する経費として、屋根改修に係る工事請負費571万5,000円、基金管理に要する経費として、地域振興基金積立金900万円、合わせて1,879万3,000円を追加計上しております。

民生費においては、特別会計歳入補填に要する経費として、老人保健特別会計に対する繰入金36万9,000円を追加計上しております。

労働費においては、緊急雇用対策基金事業に要する経費として、地デジ難視聴対策事業委託料1,147万7,000円を追加計上しております。

土木費においては、バンブー公園管理に要する経費として、テニスコート照明設備整備に係る工事請負費など2,940万円、道の駅管理に要する経費として、管理運営方法の変更に伴い、光熱水費など745万6,000円、合わせて3,685万6,000円を追加計上しております。

教育費においては、特別支援教育総合推進事業に要する経費として、報償費など36万3,000円、施設整備に要する経費として、吉名小学校の校庭芝生化に係る需用費など729万8,000円、「山・海・島」体験活動推進事業に要する経費として、宿泊体験学習に係る需用費など54万円、合わせて820万1,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として、使用料及び手数料20万7,000円、県支出金1,967万8,000円、寄附金900万円、諸収入3,844万8,000円を追加計上するとともに、一般財源として財政調整基金繰入金836万3,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ7,569万6,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ116億653万8,000円となるものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 1 1

議長（小坂智徳君） 日程第 1 1、議案第 4 7 号平成 2 2 年度竹原市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 4 7 号平成 2 2 年度竹原市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。医療給付費に要する経費として、老人医療費現物給付 4 6 8 万 1, 0 0 0 円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。支払基金交付金 2 3 6 万 6, 0 0 0 円、国庫支出金 1 5 5 万 7, 0 0 0 円、県支出金 3 8 万 9, 0 0 0 円をそれぞれ追加計上するとともに、一般会計からの繰入金 3 6 万 9, 0 0 0 円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ 4 6 8 万 1, 0 0 0 円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ 5 4 1 万 4, 0 0 0 円となるものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 1 2

議長（小坂智徳君） 日程第 1 2、請受第 2 2 - 2 号住宅・店舗等リフォーム助成制度の創設を求める請願を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 紹介議員松本進君より請願趣旨の説明を求めます。

1 1 番（松本 進君） 住宅・店舗等リフォーム助成制度の創設を求める請願の趣旨説明を行います。

先ほど事務局が朗読いたしましたように、今日、深刻な経済危機のもとで、市内中小業者は仕事がないという深刻な事態が続いています。このまま放置すれば、中小業者の倒産、廃業は必至だと考えるものであります。

厳しい経済情勢のときこそ、市内の中小業者を守る施策が強く求められていると思います。県内では、三次市が平成 2 0 年度復活し、2 1 年度は 2, 2 0 0 万円の予算が計上されて、その波及効果は予算額の 2 5 倍以上となって、業者や市民から歓迎されております。この 6 月から庄原市でも実施予定だと伺っております。

商工新聞によりますと、全国でも 3 0 都道府県、1 5 4 自治体で実施が予定、あるいは実施されております。

この請願は、竹原市に対して、一刻も早く住宅・店舗等リフォーム助成制度の創設を求め、市内中小業者の仕事を確保したいというものであります。本竹原市議会として、この

請願の内容を決議していただきますようによろしくお願いを申し上げます次第であります。  
議長（小坂智徳君） お諮りいたします。ただいま議題となっております請願につきましては、会議規則第89条第1項の規定により、民生産業委員会へ付託し、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、請受第22-2号住宅・店舗等リフォーム助成制度の創設を求める請願については民生産業委員会へ付託し、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

#### 日程第13

議長（小坂智徳君） 日程第13、発議第22-5号身近な地域で出産できる助産システムの実現と妊婦健診、出産費用の公費負担による無料化を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 本案は議長を除く出席議員全員の発議であります。よって、議案の説明、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、議案の説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14

議長（小坂智徳君） 日程第14、閉会中継続審査（調査）についてを議題といたします。

お手元に配付いたしておりますとおり、総務文教委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、請受第22-1号自主共済が保険業法改定の趣旨に沿って適用除外とされ

るよう意見書採択を求める請願について、閉会中継続審査（調査）の申し出がありました。

お諮りいたします。総務文教委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査（調査）とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、総務文教委員会委員長からの申し出のとおり、請受第22-1号自主共済が保険業法改定の趣旨に沿って適用除外とされるよう意見書採択を求める請願について、なお閉会中の継続審査（調査）とすることに決しました。

お諮りいたします。今期定例会の会期は6月15日から6月18日までとなっておりますが、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本日をもって平成22年第2回竹原市議会定例会を閉会いたします。

午後3時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会副議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員